

2026  
北名古屋市版  
コミュニティ・スクール  
活動ガイドブック



北名古屋市教育委員会

## 目 次

<b>1</b>	<b>市民協働による学び支援推進事業と北名古屋市版コミュニティ・スクール</b>	
(1)	特徴	1
(2)	市民協働による学び支援推進事業	1
(3)	北名古屋市版コミュニティ・スクール（組織図）	1
(4)	「学校運営協議会を置く」状況	2
(5)	北名古屋市による推進方策	2
(6)	研究に生かす調査の実施	3
(7)	研究の成果と課題	3
(8)	「地域とともにある学校づくり」保護者アンケート集計結果	4
(9)	「地域とともにある学校づくり」保護者アンケート年度別比較グラフ	7
(10)	北名古屋市版コミュニティ・スクールのPDCAサイクル	11
<b>2</b>	<b>学校運営協議会 当事者評価</b>	
(1)	委員用当事者評価	12
(2)	学校関係者評価委員会 観察シート	13
<b>3</b>	<b>学校運営協議会に関するQ&amp;A</b>	<b>14</b>
<b>4</b>	<b>社会教育法改正に関するQ&amp;A</b>	<b>20</b>
<b>5</b>	<b>「北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱」</b>	<b>22</b>
<b>6</b>	<b>「北名古屋市学校運営協議会規則」</b>	<b>24</b>
<b>7</b>	<b>「北名古屋市学校運営協議会規則」留意事項</b>	<b>28</b>
<b>8</b>	<b>「北名古屋市地域学校協働本部要綱」</b>	<b>35</b>
<b>9</b>	<b>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）条文解説 「学校運営協議会関係法令」解説</b>	<b>37</b>
<b>10</b>	<b>学校関係者評価</b>	
(1)	学校評価委員会の構成	43
(2)	学校関係者評価の実施	43
(3)	学校関係者評価資料（資料3）	45
<b>11</b>	<b>学校運営協議会設置の手続き</b>	
(1)	提出文書について	46
(2)	学校運営協議会を設置する学校の指定について（様式1）	47
(3)	学校運営協議会新規委員の推薦について（様式2）	48
(4)	学校運営協議会活動計画書（様式3）	49
(5)	学校運営協議会活動計画書（様式3 記入例）	50
(6)	学校運営協議会活動報告書（様式4）	51
(7)	学校運営協議会活動報告書（様式4 記入例）	52
(8)	学校運営協議会意見書（様式5）	53
(9)	学校運営協議会収支予算書（様式6）	54
(10)	学校運営協議会収支予算書（様式6 記入例）	55
(11)	学校運営協議会収支決算書（様式7）	56
(12)	学校運営協議会支出調書（様式8）	57
(13)	支出調書、領収証記入上の注意事項	58

# 1 市民協働による学び支援推進事業と北名古屋市版コミュニティ・スクール

## (1) 特徴

北名古屋市では、「市民協働のまちづくり」が施策の柱の一つとして掲げられ、市民協働の担い手や推進組織等の育成に取り組んでいる。教育においては、「市民協働による学び支援推進事業」により、平成24年4月に学校と家庭・地域の協働による国の「地域とともにある学校」を活用して、コミュニティ・スクールとしての新しい仕組みづくりに踏み出した。

平成28年4月、学校支援地域本部を基盤に「連携・協働」、「総合化・ネットワーク化」の体制整備が進んできたことから、「北名古屋市学校支援地域本部」を「北名古屋市地域学校協働本部」へと発展させた。

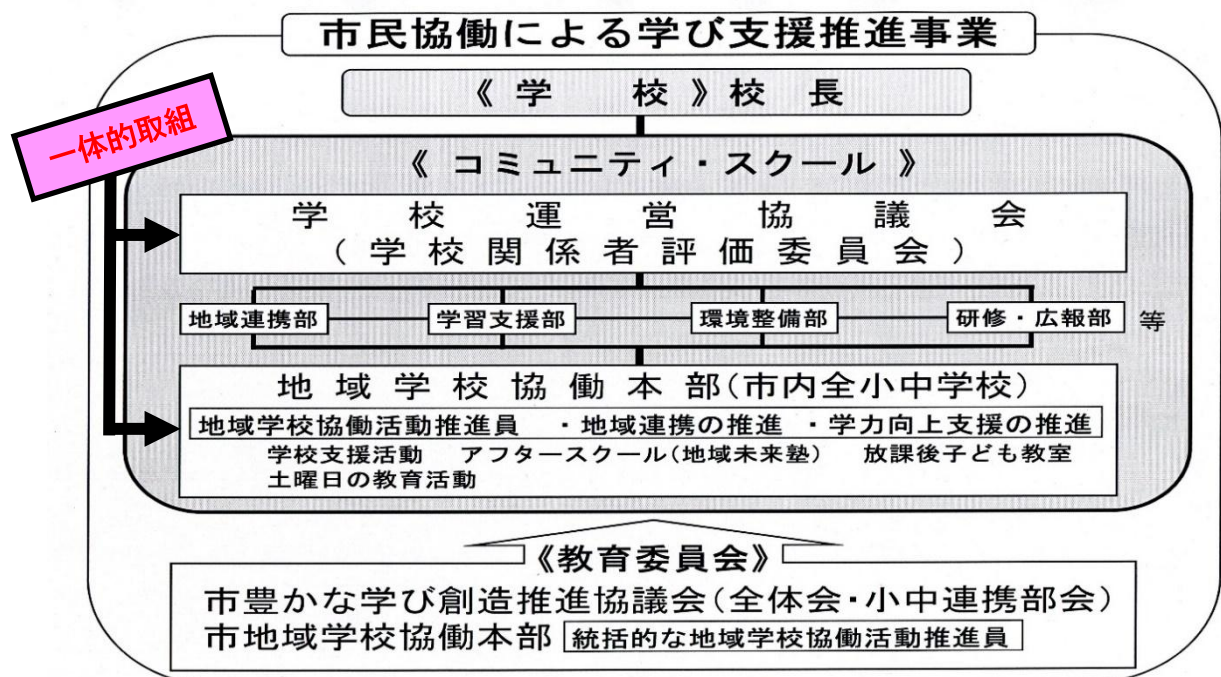
平成29年度からは、地域が目指す子ども像や学校・家庭・地域の役割などを話し合う学校運営協議会と、地域が学校と連携・協働して子どもの教育を支えていく地域学校協働本部を一体化し、北名古屋市独自の「北名古屋市版コミュニティ・スクール」が進められている。

なお、「市民協働による学び支援推進事業」の一環として、「地域未来塾」にあたるアフタースクール教室による学習支援にも取り組んでいる。また、平成28年度に4小学校に開設された放課後子ども教室は、平成29年度には全小学校に広がり、「放課後子ども教室運営委員会」を通してNPO団体に教室運営を委ね、児童クラブと一体化した運営が進められている。学習活動、自主的な遊び、地域の方を講師として招いて行う様々な体験・交流活動が実施内容となっている。

## (2) 市民協働による学び支援推進事業

「市民協働のまちづくり」を教育の分野において推進していく。目的は、「生きぬく力・学力の向上 — 子どもたちの夢に向かって生きぬく力・学力を育む —」であり、成し遂げていく取組を通して、家庭の「教育力」の向上、地域の「絆」の強化を目指す。

## (3) 北名古屋市版コミュニティ・スクール（組織図）



(4) 「学校運営協議会を置く」状況

学校名	研究指定年	学校運営協議会設置年
師勝南小学校・五条小学校・師勝東小学校	H24・H25	H26
師勝小学校・西春小学校・鴨田小学校・師勝北小学校・栗島小学校・師勝西小学校・白木小学校	H25・H26	H27
天神中学校	H26・H27	H28
師勝中学校・西春中学校・白木中学校・訓原中学校・熊野中学校	H27・H28	H29

(5) 北名古屋市による推進方策

ア 首長部局等との連携協働

① ビジョンの明確化・計画の策定、理解促進活動に向けた協議会設置設

- 市学校運営推進協議会設置（H24）



市豊かな学び創造推進協議会設置（H27）…全体会・部会

全体会…社会教育関係団体代表委員、学校代表委員（教職員代表、会長）、  
市民活動推進課代表委員、家庭支援課代表委員、市教委事務局  
小中連携部会…学校代表委員（教職員代表、地域代表、保護者代表各1名）、  
地域学校協働活動推進員、市教委事務局

- 市学校支援地域本部設置（H24）



市地域学校協働本部設置（H28）

② 市民協働の推進

- 学校運営協議会委員  
地域の協働隊代表、主任児童委員、児童館運営代表、社会教育関係団体代表等の参加による地域連携活動推進

**子どもの夢に向かって生きぬく力・学力をはぐくむ**

{ 学校運営協議会 … 学校運営に地域住民の声を反映させるための協議の場  
{ 地域学校協働本部 … 幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるための活動を行うための仕組み

{ 育てたい児童像を共有し、協働して育てていくための具体的な方策を見出すために議論  
{ 将来の地域の担い手の育成について議論  
{ 子どもにとって必要な支援は何かを議論

## イ 各学校運営協議会への支援

### ① 運営面の条件整備

- ・ 教育指導員（CSディレクター）と統括的な地域学校協働活動推進員（地域学校協働本部担当、旧地域コーディネーター）の配置及び連携、協力による活動支援 → 事業展開の意思疎通のため、両者が各校の協議会に参加
- ・ PTA活動と地域による学校支援活動の融合や読み聞かせボランティア
- ・ 研修会開催等、活動の総合化とネットワーク化の推進

### ② 財政面の条件整備

- ・ 各校へ委託事業費 → 小学校9万円、中学校8万円

### ③ 小中連携の強化

- ・ キャリア教育支援や「いじめ未然防止プロジェクト研究」支援等
- ・ 小学校・中学校が連携して9年間を通じて子供の育ちを地域ぐるみで支える仕組みづくりの推進

## (6) 研究に生かす調査の実施

学校運営協議会委員による当事者評価の他に、地域とともにある学校づくりについての保護者意識調査を実施。全ての設問にプラス方向の結果が見られた。また、標準学力調査（CRT）結果から学力の向上を捉えている。

## (7) 研究の成果と課題

### ア 成果

- ・ 一人一人がそれぞれの立場や組織で、何をすべきか、何ができるかを考え、当事者意識をもって活動できるようになった。
- ・ どんな子どもに育てたいかを熟議することで、目標やビジョンを共有できるようになった。
- ・ 学校公開、CS便りやホームページの発信などの情報提供に努めることにより、学校での活動に対する理解が深まった。
- ・ 地域の方とふれあう時間が多くなったことで、子どもたちの地域への愛着心が高まった。
- ・ 学校、家庭、地域が連携して役割分担を果たし、子どもたちをよりよくする活動が地域の活性化につながった。
- ・ 学校に責任を押し付けるような苦情が減り、よりよい解決を指向する意見へと変わってきた。

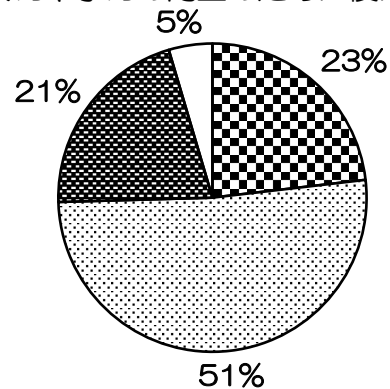
### イ 研究により明らかになった課題と今後の取組予定

- ・ 子どもは地域で育てるという意識、地域で育てることは地域づくりの担い手を育てることにつながるという意識を高めること。
- ・ 地域での新たな人材を発掘すること。
- ・ 学校の全職員に、絶えずCSの進捗状況を伝えるとともに、CS活動に対する意識を高めること。
- ・ 小学校から中学校への円滑な接続をめざし9年間の学びを支える運営体制づくりを促進すること。

(8) 「地域とともにある学校づくり」保護者アンケート集計結果

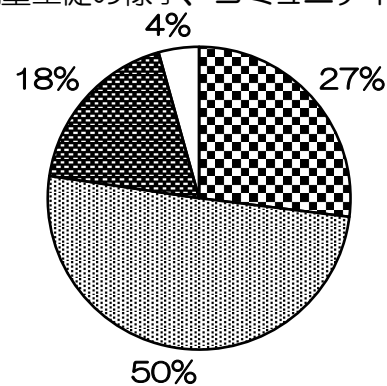
1 コミュニティ・スクールは、児童生徒の生き抜く力や学力の向上のために役に立っている

小	中	全		
56	35	91	そう思う	
106	96	202	ややそう思う	
45	37	82	あまりそう思わない	
12	6	18	そう思わない	



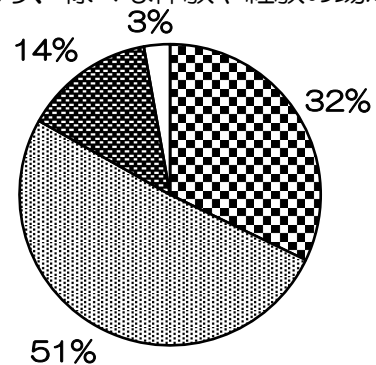
2 ホームページや学校便りで、学校の教育活動や児童生徒の様子、コミュニティ・スクールに関する情報が積極的に公開されている

小	中	全		
70	36	106	そう思う	
106	92	198	ややそう思う	
30	42	72	あまりそう思わない	
13	4	17	そう思わない	



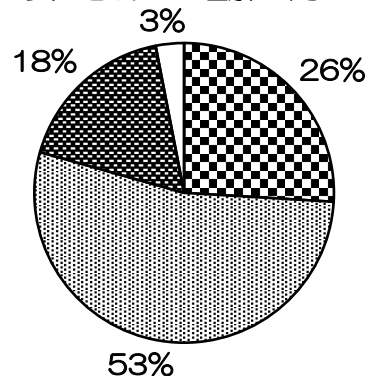
3 児童生徒が保護者や地域の方々と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、豊かな心の育成に結びついている

小	中	全		
77	49	126	そう思う	
105	95	200	ややそう思う	
29	26	55	あまりそう思わない	
8	3	11	そう思わない	



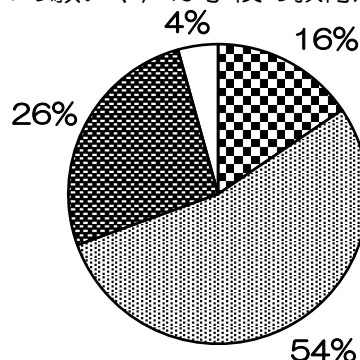
4 児童生徒が保護者や地域の方々と交流することにより、地域への理解・関心が深まり、郷土愛の育成につながっている

小	中	全		
61	41	102	そう思う	
115	95	210	ややそう思う	
36	33	69	あまりそう思わない	
7	5	12	そう思わない	



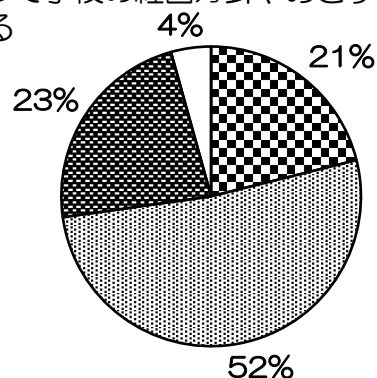
5 コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々の願いや声が学校の教育活動に反映されている

小	中	全		
34	27	61	そう思う	
118	94	212	ややそう思う	
56	47	103	あまりそう思わない	
11	6	17	そう思わない	



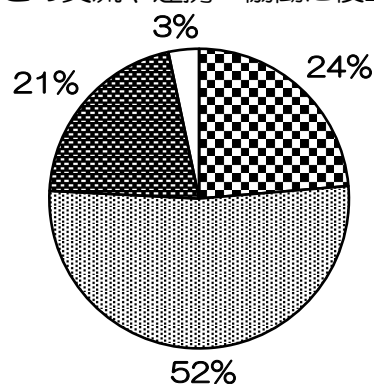
6 コミュニティ・スクールは、保護者や地域にとって学校の経営方針やめざす子どもの姿を共有することができ、学校理解に繋がっている

小	中	全		
48	35	83	そう思う	
111	92	203	ややそう思う	
48	42	90	あまりそう思わない	
12	5	17	そう思わない	



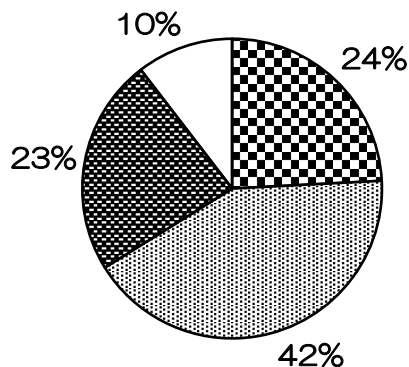
7 コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々との交流や連携・協働に役立っている

小	中	全		
55	38	93	そう思う	
109	96	205	ややそう思う	
46	36	82	あまりそう思わない	
9	4	13	そう思わない	



8 都合がつけば、学校支援ボランティア活動に参加したい（ボランティア活動、調理実習、体験活動、プール見守り、読み聞かせ、図書室整備、校内環境整備、あいさつ運動、登下校見守り 等）

小	中	全		
61	34	95	そう思う	
85	80	165	ややそう思う	
49	43	92	あまりそう思わない	
24	17	41	そう思わない	



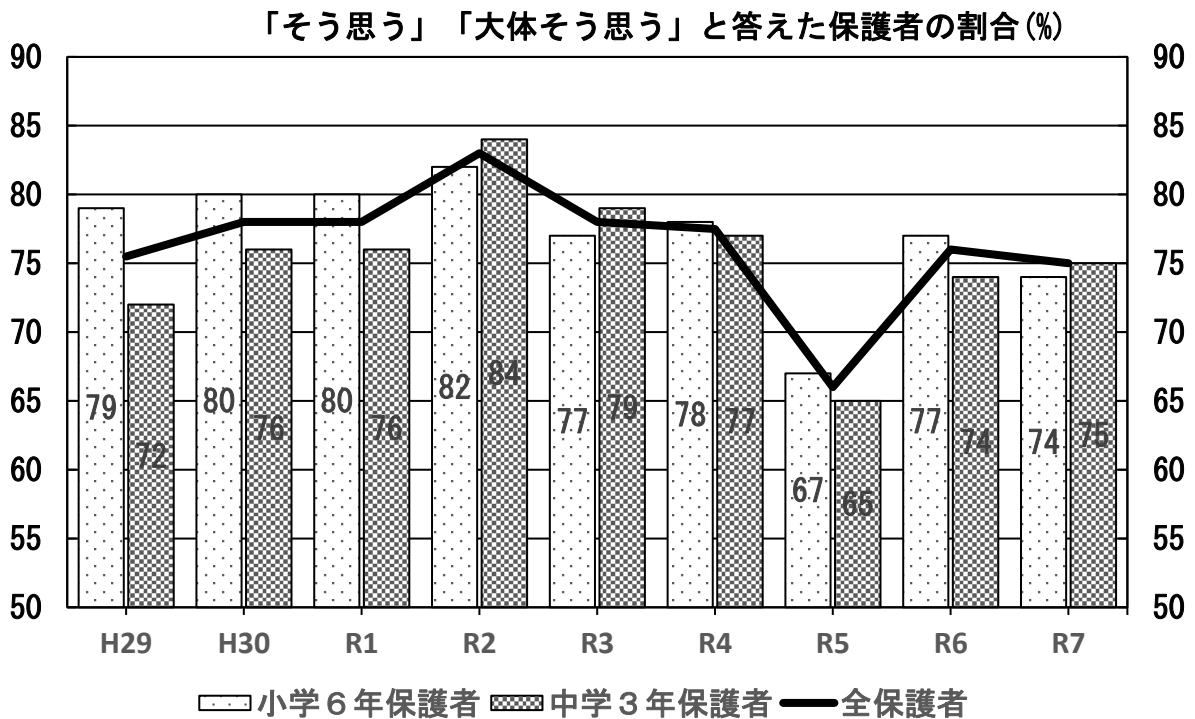
9 コミュニティ・スクールについて、お気づきの点がありましたらご自由にお書きください

- コミュニティ・スクール自体がよくわからない。(16)
- 今回コミュニティスクールとは何かを初めて理解した。ボランティアの方々にはお世話になっているが、折角の色々な事が余り周知されていない。(2)
- コミュニティ・スクールについて知識不足。地域との繋がりについては、学校は子どもと良い関係を作ってくださっていると思う。
- コミュニティ・スクールとPTAの違いがよくわからない。
- コミュニティ・スクールという言葉自体が保護者や子供たちにあまり浸透していない。もっと多くの大人たちを巻き込んで、子供たちの教育をサポートできる体制を考える必要がある。(3)
- コミュニティ・スクールに関わる人はいつも決まっている。もっと幅広い活動をして、より多くの保護者や「地の人」を巻き込む工夫が要る。
- 学校側が本当に必要としている活動なのか、形だけやっていますというアピール感が強い。(4)
- 児童生徒、家庭からの要望を聞いて頂ける場が欲しい。また、こういったアンケートの結果を公表して欲しい。
- 小学校の時は色々活動を見聞き参加をしていたが、中学校ではPTA以外の活動の実績をあまり目をする事になが無かった。
- 中学生に対する見守り型ボランティアは必要ないので、学校外で出来るボランティアを希望する。
- 学校支援ボランティアの集めた方について、もっとわかりやすくハードルを下げた状態をアピールして募集したらよい。(2)
- 平日は仕事でコミュニティ・スクール活動に参加できないが、なにかやれることはないか。(2)
- 学校支援ボランティア活動について、参加募集の連絡が登録している方にだけ来ているのでしょうか?足りない場合には何度も連絡があるが、その場合は学校連絡網のアプリから全体的に連絡をすれば参加者も増えるのではないか。
- 学校のHPをほとんど見ないので、どんな活動をしているか分かっていないが、地域と学校の繋がりは大切だと思う。(2)
- いつも、さまざまな企画やイベントなどありがたく参加させていただいている。(3)
- 学校に対する地域の方々のご協力は、大変ありがたく思っている。地域の方々の協力により、安全な学校生活が成り立っていることを、子ども達に知ってほしい。また、感謝の気持ちを持って生活してほしいと思う。

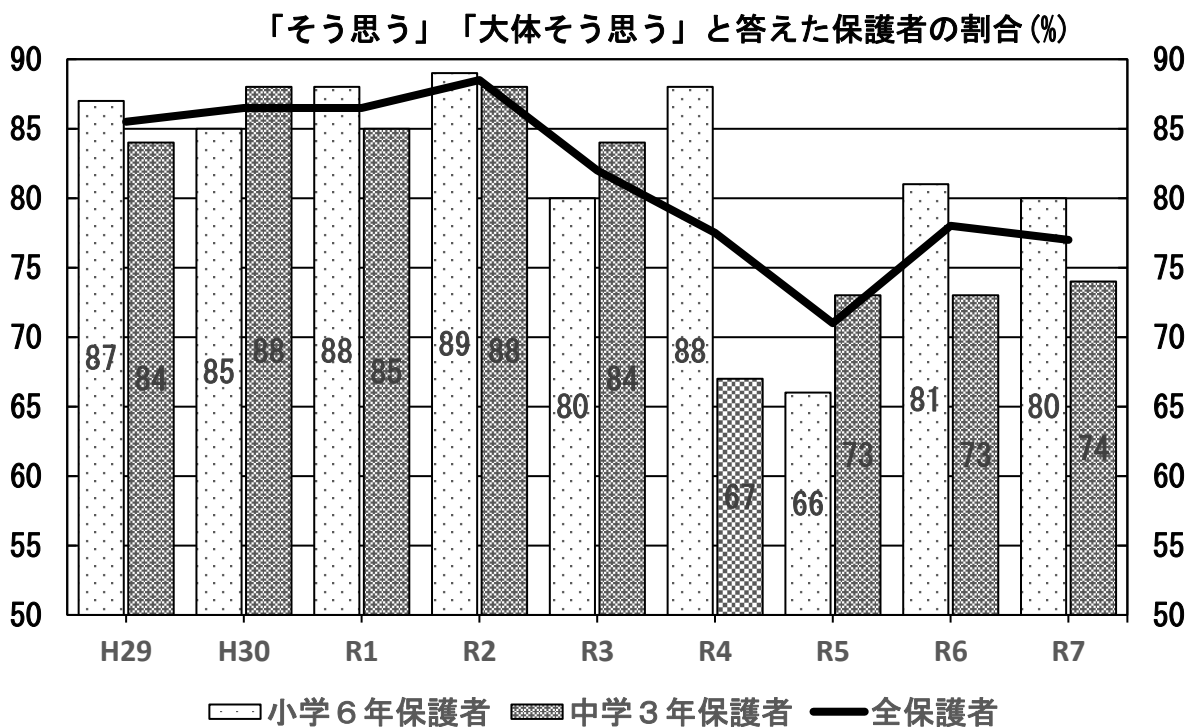
アンケート実施 令和7年11月25日～12月8日  
市内全中学校3年生の保護者、市内全小学校6年生の保護者対象  
回答率 25.2%

(9) 「地域とともにある学校づくり」保護者アンケート年度別比較グラフ

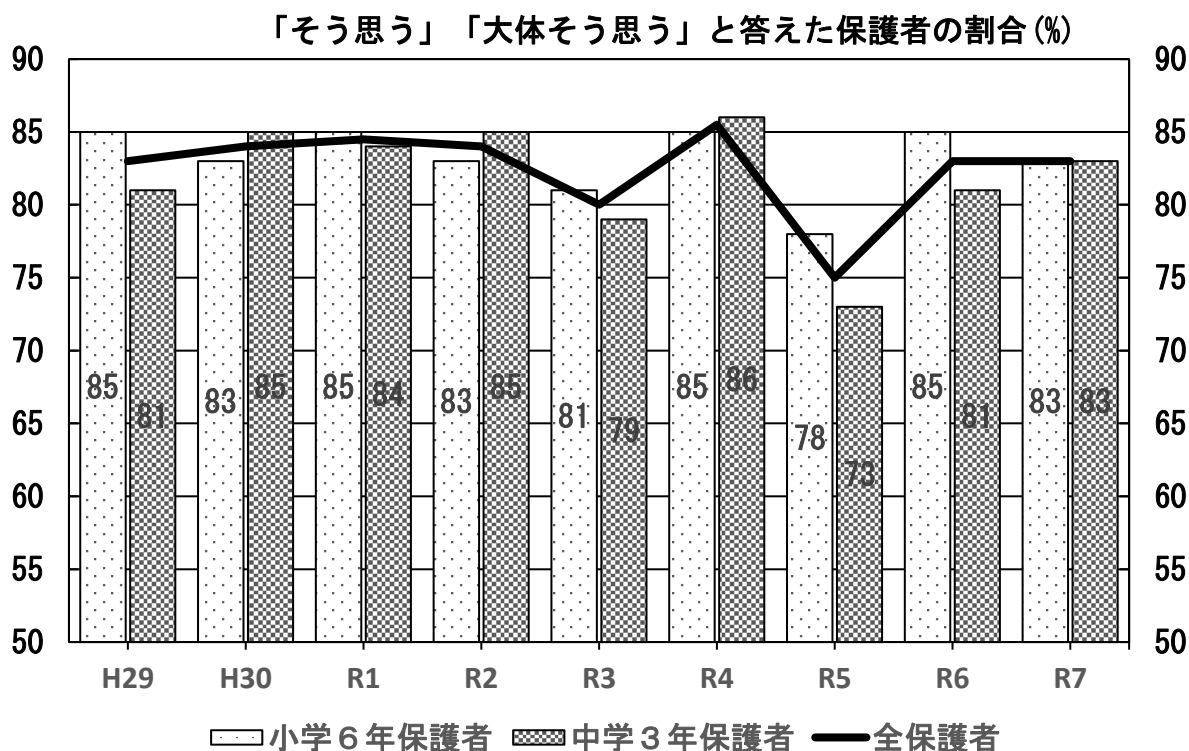
1 コミュニティ・スクールは、児童生徒の生き抜く力や学力の向上のために役に立っている



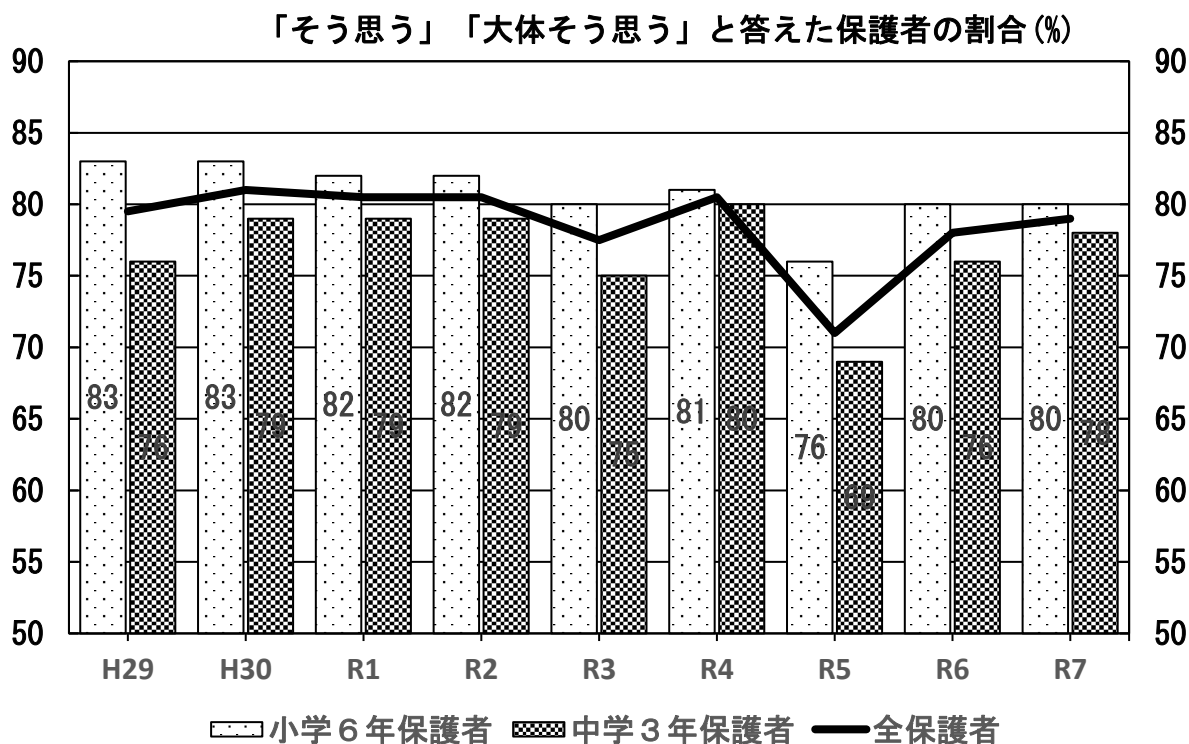
2 ホームページや学校便りで、学校の教育活動や児童生徒の様子、コミュニティ・スクールに関する情報が積極的に公開されている



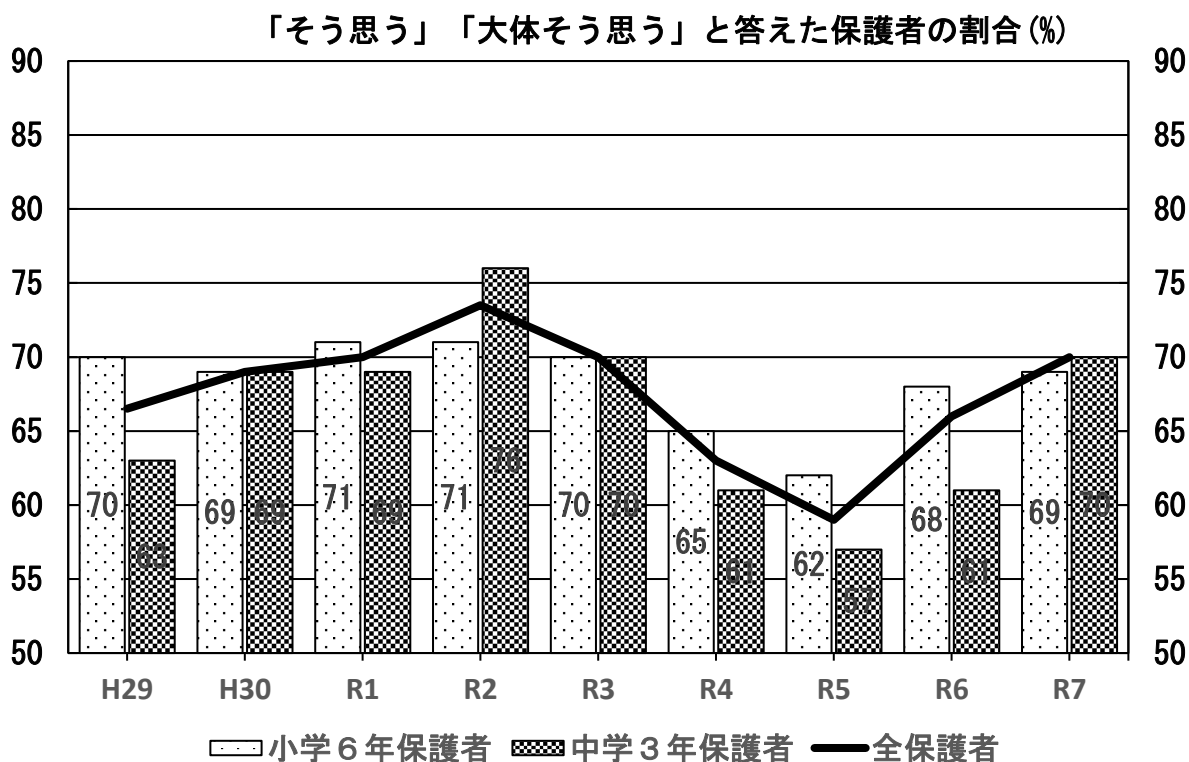
3 児童生徒が保護者や地域の方々と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、豊かな心の育成に結びついている



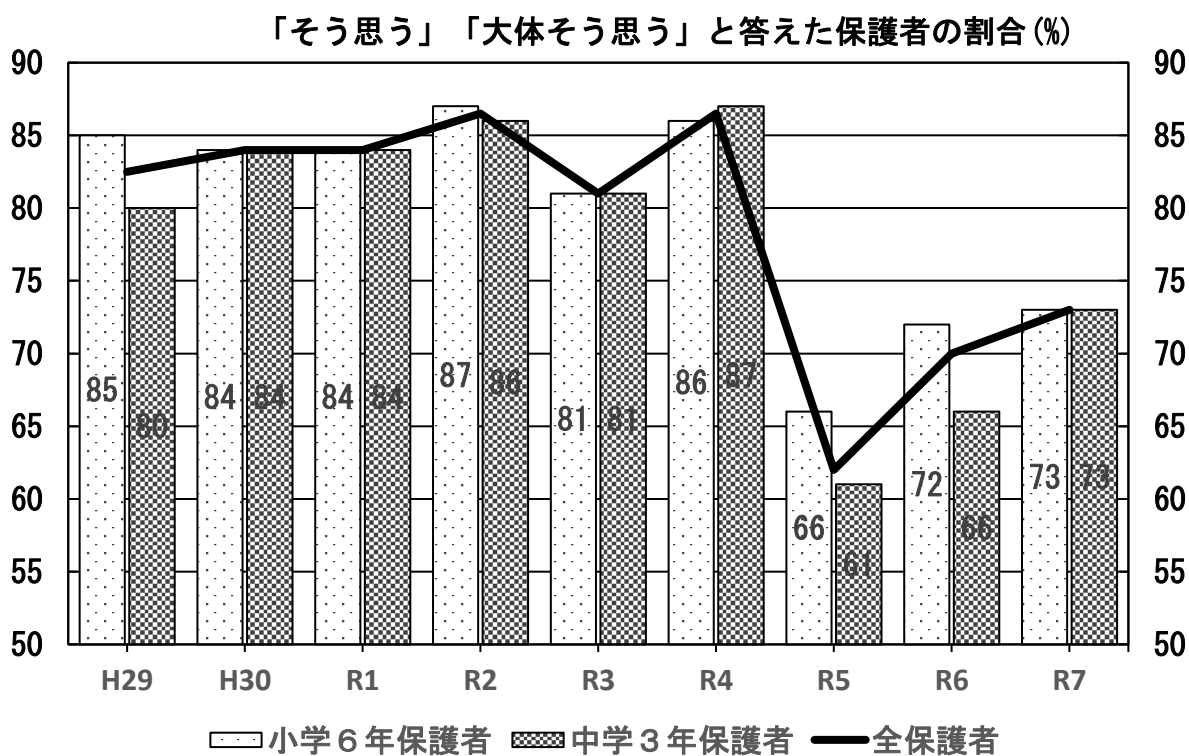
4 児童生徒が保護者や地域の方々と交流することにより、地域への理解・関心が深まり、郷土愛の育成につながっている



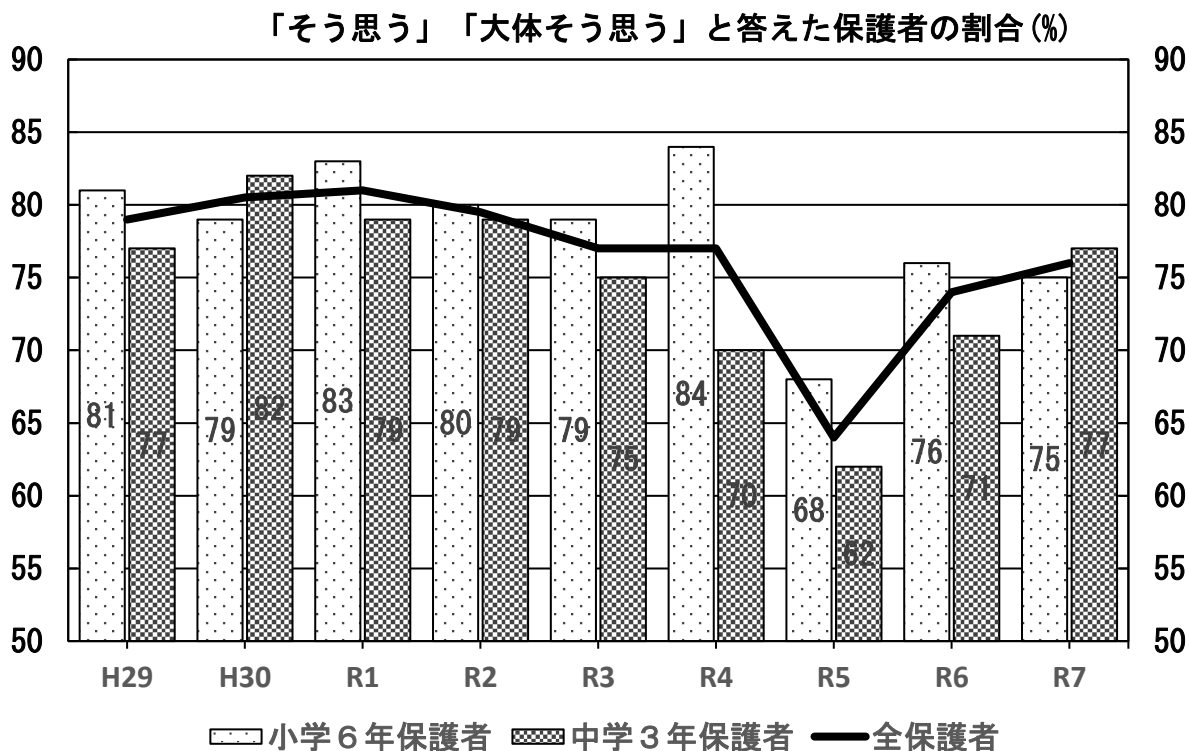
5 コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々の願いや声が学校の教育活動に反映されている



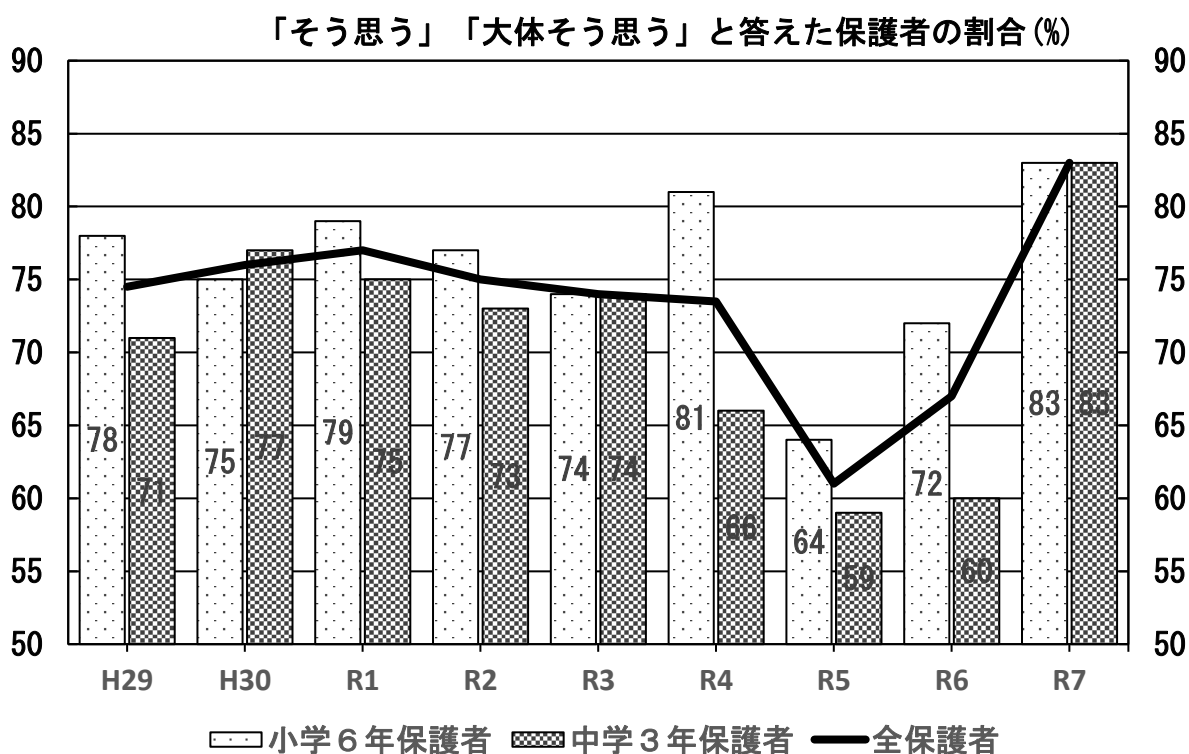
6 コミュニティ・スクールは、保護者や地域にとって学校の経営方針やめざす子どもの姿を共有することができ、学校理解に繋がっている



7 コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々との交流や連携・協働に役立っている



8 都合がつけば、学校支援ボランティア活動に参加したい（ボランティア活動、調理実習、体験活動、プール見守り、読み聞かせ、図書室整備、校内環境整備、あいさつ運動、登下校見守り 等）





## 2 学校運営協議会 当事者評価

### (1) 委員用当事者評価（資料1）

#### 「地域とともにある学校づくり」の推進（実態と成果）に関する調査

※ 学校と保護者や地域について、どのように感じられていますか。下欄の質問内容について、選択肢のA～Dから一つ選んで、あてはまると思うところに○をつけてください。

A……そう思う B……ややそう思う C……あまりそう思わない D……そう思わない

No.	質問内容	選択肢
1	コミュニティ・スクールは児童生徒の生き抜く力・学力の向上に寄与している。	A…B…C…D
2	学校便りやホームページ、学校公開等で、教育活動や児童生徒の様子、コミュニティ・スクール情報が積極的に提供されている。	A…B…C…D
3	児童生徒が保護者や地域の方々と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、豊かな心の育成に結びついている。（自分や他人の良さを知る。他人を思いやる。ルールやマナーを守る。望ましい勤労観・職業観を身に付ける。社会に貢献しようとする。など）	A…B…C…D
4	児童生徒が保護者や地域の方々と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、地域への理解・関心の深まり、郷土愛の育成につながっている。	A…B…C…D
5	コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々の願いや声が教育活動に反映されている。	A…B…C…D
6	保護者や地域の方々が学校と連携・協働して児童生徒をより良くするために活動することは、学校の経営方針や育てたい子ども像（めざす子どもの姿）が共有でき、学校理解につながっている。	A…B…C…D
7	コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々との交流、連携・協働するために努力している。	A…B…C…D
8	コミュニティ・スクールにおいて、学力・学習状況等、客観的なデータを参照しながら議論している。	A…B…C…D

○ コミュニティ・スクールの制度を取り入れた地域とともにある学校について、お考えやお気づきのことがありましたら、余白や裏面に書いてください。

(2) 学校関係者評価委員会 観察シート (資料2)

学校関係者評価委員会 観察シート

※ 校内の様子をご覧いただき下欄について、4段階評価であてはまるところに○をつけてください。チェックできる項目だけでもかまいません。「学校環境」の項目は、できましたら参観箇所についてご記入ください。

A……そう思う B……ややそう思う C……あまりそう思わない D……そう思わない

No.	項目	評価指標	評価
1	学校環境	校舎内外の美化、整理・整頓がなされ、良好な環境が維持されている。 参観箇所 ( )	A··B··C··D
2		施設・設備は整備されていて、安全な状況が維持されている。 参観箇所 ( )	A··B··C··D
3	教室環境	教室内在り整理・整頓されている。	A··B··C··D
4		換気・照明、清掃が適切になされている。	A··B··C··D
5	教職員の様子	わかりやす授業を目指し、指導方法が工夫されている。(説明、問いかけ、指示、学習意欲を引き出す教材教具の準備など)	A··B··C··D
6		発言内容が的確になるよう補助したり、児童の間を回ったりしながら、個に応じた指導や援助がなされている。	A··B··C··D
7		児童の発言をよく聞いて、丁寧に対応している。	A··B··C··D
8	児童の様子	教師の話をよく聞き、授業に集中して臨んでいる。	A··B··C··D
9		児童は進んで発言したり、考えたり、調べたりしている。	A··B··C··D
10		学習の決まり(発言の仕方、友だちの発言への対応など)が守られている。	A··B··C··D

○ その他、お気づきのことがありましたら、お書きください。

### 3 学校運営協議会に関するQ&A

#### Q1 学校運営協議会とは何ですか。

- 法律によって定められた権限をもった地域住民・保護者・有識者などから構成される学校運営改善と運営への必要な支援に関して協議する組織（教育委員会下部組織）です。

#### Q2 コミュニティ・スクールとは何ですか。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

#### Q3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入の目的は何ですか。

- 学校運営協議会制度は、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたものです。
- 学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営や運営への必要な支援に参画することにより、そのニーズを迅速かつ確に学校運営や支援に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されます。

北名古屋市としては、法律に基づいて教育委員会規則で「北名古屋市学校運営協議会規則」を定めています。※ 別紙参照  
また、留意事項を別に示しています。

#### Q4 学校運営協議会には、法律上どのような権限が与えられていますか。

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会には、以下のような権限が与えられています。
  - 1 コミュニティ・スクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する。
  - 2 コミュニティ・スクールの運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。
  - 3 コミュニティ・スクールの教職員の採用その他任用に関する事項について、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。

**Q5 コミュニティ・スクールの運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることは、どのように行われるのですか。**

北名古屋市の規則では、学校運営全般について教育委員会又は校長に対して意見を述べることができると定めています。また、教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものと定めています。「意見書」を教育委員会に提出しますが、すべて教育委員会から回答が得られる訳ではありません。提出後は、その意見が尊重して処理されるということですので要望に応えられない場合もあります。できるだけの支援を教育委員会としても共に考えていくということです。

**Q6 コミュニティ・スクールの基盤となる「地域」とはどのような範囲が想定されますか。**

- 学校運営協議会を通じ、地域に開かれ支えられる学校づくりを進めるという制度の趣旨に照らせば、一般的には各学校の通学区域程度の範囲が想定されます。「地域」の具体的な範囲については、法律上の定義は特にありません。

**Q7 コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者は誰ですか。**

- 学校運営協議会は、教育目標などの大綱について承認を行うことなどにより学校運営や支援に関与するものであって、日常の学校運営はこれまでどおり校長の権限と責任で行なわれるものです。
- このため、コミュニティ・スクールにおいても学校運営の責任者は校長であることに変わりはありません。

**Q8 コミュニティ・スクールについて、教育委員会規則ではどのようなことを定める必要がありますか。**

- 学校運営協議会の運営に関する具体的な事項については、地域の実態や学校の実情なども踏まえ各教育委員会の判断で柔軟な運用が可能となるよう、教育委員会規則において定めることとされています。
- 各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性等の確保に留意しつつ責任をもって次のような事項について定めるとともに、その内容について広報、周知に努める必要があります。
  - 1 学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期
  - 2 学校運営協議会の議事の手続
  - 3 その他必要な事項

例えば、守秘義務等委員の服務に関する事項、学校運営協議会の運営の評価に関する事項などがかんがえられます。

北名古屋市としては、「北名古屋市学校運営協議会規則」で、コミュニティ・スクールの委員や委員の任期等を定めています。

#### Q9 学校運営協議会と学校評議員、PTA との違いは何ですか。

- 学校運営協議会は合議制の機関であって、法律に基づき学校運営、支援、教職員人事について関与する一定の権限が付与されており、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになります。
- 学校評議員は、学校教育法施行規則に基づき校長の求めに応じて個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるものであり、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり拘束力のある決定を行ったりするものではありません。
- 一方、学校評議員は学校教育法施行規則に基づき、校長の求めに応じて個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるものであり、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり拘束力のある決定を行ったりするものではありません。
- 学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は学校運営、支援、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割は異なるものです。そのいずれを置くかは、学校を設置する教育委員会が地域の実情等に応じて選択することになります。現在、北名古屋市では学校評議員は置かれていません。
- また、PTAは学校及び家庭における教育の理解と振興や児童・生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭・地域とをつなぐ役割を持ち学校の教育活動に協力を行うものであり、学校運営協議会とはその役割、機能を異にするものです。
- 例えば、PTAの役員が学校運営協議会に委員として参画することなどを通じて、学校運営や支援にPTAの意向を反映したり、学校運営協議会がその活動にPTAの協力を求めるなど、互いに補完し合いながら学校、家庭、地域の連携をより一層密にすることが期待されるところです。

#### Q10 学校運営協議会の委員の構成は、どのようになるのですか。

- 学校運営協議会の委員の人数や構成等については、学校の実態等に応じて教育委員会が判断することが望ましいと考えられることから、法律において定めず各教育委員会の規則等で定めることとしています。
- ただし、一般的には、
  - ・ 学校の規模等を考慮し、当該地域の住民や保護者等の意向を十分反映できると考えられる人数であること

- ・ 協議ごとに必要な委員の参加を得られる程度の人数であること
  - ・ 実質的で活発な討議を通じて学校運営協議会としての一定の方向性を決定できる程度の人数であることなどを考慮して具体的な人数を決定することが望ましいと考えられます。
- また、委員の構成としては法律上、保護者や地域の住民については必ず委員に含まれますが、それ以外には、
- ・ その学校の校長や教諭
  - ・ 大学教授等教育行政や学校教育に識見を有する有識者
  - ・ 社会教育関係者や学校支援への積極的な協力者
- などが考えられます。
- なお、学校運営協議会において必要と認める場合には、児童・生徒の発達段階に配慮しつつ当該学校の児童・生徒に意見を述べる機会を与えるなどの工夫を行うことも考えられますが、学校運営協議会は、教職員の人事も含め、学校の管理運営に一定の権限を持って関与する機関であるため児童・生徒をその委員として参画させることは想定されません。

北名古屋市の規則では、「委員の任期は2年とし再任を妨げない」「委員の定数は、20人以内とする。」と定めています。

#### Q11 学校運営協議会の委員は、どのような手続きで選ぶことになりますか。

- 具体的な任免の手続きについては教育委員会の規則で定めることとなりますが、教育委員会においては地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開するため、学校運営協議会の委員について委員構成のバランス等にも配慮しつつ公募制、推薦制などの手続きを活用して、幅広い分野から優れた人材を登用することが期待されます。
- また、学校運営協議会に置いて活発な議論が行われるよう委員の参加しやすい曜日や時間帯を選んで会議を開催するなど、学校運営協議会の弾力的な運営、委員の事務的負担の軽減などにも十分留意する必要があります。

#### Q12 学校運営協議会の委員の身分はどのように位置付けられますか。

- 学校運営協議会は、一定の権限を持って学校運営や任命権者の任命権の行使の手続きに関与する機関であるため、その委員については地方公務員法上の特別非常勤職員として設置者である教育委員会の責任において任命されることとなります。
- なお、委員については期限付任用でさる会計年度任用職員制度に基づく地方公共団体の機関の定めによる規定により設けられた委員会の構成員の職で非常勤とされていることから、地方公務員法における一般職としての規定は適用されませんが、その職務は公務性を有するため例えば、刑法上の贈収賄罪等の適用があります。

**Q13 学校運営協議会の委員には守秘義務を課すことが必要ですか。**

- 学校運営協議会の委員については、会計年度任用制度の特別非常勤職員であることから、特別職非常勤職員は恒久的でない職又は常時勤務することを必要としない職であり、かつ、職業的公務員の職でない点において一般職に属する職と異なるものと解されるため、特別の定めがある場合を除くほか地公法の適用が除外されています。
- 一方で、委員は協議などを通じ、児童・生徒のプライバシーや職員の人事等に関する情報をその職務上知り得る可能性があることから、それらの情報については一般職の公務員と同様に委員としての任期中及び任期終了後も秘密とする義務を負うことが必要と考えられます。
- 従って、委員に守秘義務を課すためには教育委員会規則等で必要な規定を置くことが求められます。

**Q14 学校運営の基本方針は、具体的にどのような手続きで作成、承認されますか。**

- 学校運営の基本的な方針自体は校長の権限で作成されるものですが、コミュニティ・スクールにおいては学校運営に保護者や地域の皆さん等の意見を反映させる観点から、学校運営協議会が「承認」という形でその作成上の手続きに関与することとなります。
- 基本方針に関する事項の案について、学校運営協議会は、教育委員会規則等に定められた手続きに則って協議し議決を行います。校長は承認された基本的な方針に沿って、教育課程を編成することとなります。

**Q15 校長が作成する学校運営の基本的な方針案について、学校運営協議会の承認が得られない場合はどうなるのですか。**

- 保護者や地域の皆さんの参画を得ることで、校長の学校運営に対するサポートを得ることもコミュニティ・スクールの重要な目的です。学校運営の基本的な方針案について校長と学校運営協議会の意見が一致せず承認が得られない場合、校長は理解を得られるよう十分な説明を行い、議論を尽くして成案を得るよう最大限努める必要があります。
- それでもなお、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くこと等により承認が行われない場合には、校長は例外的に承認を得ることなく学校運営を行うことができます。ただし、そのような状況が継続する場合には、教育委員会は実情を把握した上で必要な指導を行い、なおも著しい支障が解消されない場合には措置を講ずることが必要になると考えられます。

**Q16 教職員の任用にかかわる意見とは、具体的にどのようなことですか。**

- 保護者や地域の皆さん等の意見を的確に学校運営に反映させるためには、その方針を実現するにふさわしい教員の配置がきわめて重要であることから、学校運営協議会は教職員の人事に関して、教育委員会に意見を述べることができる仕組みとなっています。

- 意見を述べる対象事項としては、主にその学校の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標・内容等に合った教職員の配置を求めること、すなわち、採用、昇任、転任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定などに関する事項は含まれません。
- なお、教職員の日常の服務上の問題に関する意見等については、学校運営一般に関する意見としてコミュニティ・スクールを設置する教育委員会（服務監督権者）に意見を述べるすることができます。

#### Q17 コミュニティ・スクールの運営についての評価や情報公開はどのように行うことが考えられますか。

- 学校運営協議会を置く学校については、学校運営協議会においても学校の運営状況等について評価を行うなど十分な自己点検・評価に取り組むとともに、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等も含め地域の住民や保護者に対する情報公開について一層の取組を進める必要があります。また、教育委員会としても学校運営協議会を含めた学校の運営状況等について定期的な点検・評価を行い、その際、第三者評価について積極的に取り組むことが必要です。さらに、それらの点検・評価結果について保護者等に対する情報公開を徹底する必要があります。
- また、教育委員会においては、該当学校に対し十分な自己点検・評価の実施を求めることに加え、学校運営協議会の運営状況について不断の情報収集を行うとともに定期的な点検・評価を実施することが必要です。
- 評価の具体的な方法や体制については、あらかじめ教育委員会規則で定めておくことが適当であると考えられます。

#### Q18 Q17にある学校の運営状況等についての評価はどのように行うことが考えられますか。

- 学校関係者評価委員会による評価として学校の自己評価を踏まえた学校関係者評価を行います。この評価により、自己評価の客観性・透明性を高めることや学校・家庭・地域が共通理解をもち、その学校運営の改善にあたることが期待されています。
- 学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会の組織を活用して評価を行うことができるとされています。

北名古屋市としては、学校運営協議会が学校関係者評価委員会の役割を果たすことにしています。また、学校運営協議会の会議は、地域学校協働活動において活動の推進にあたる地域学校協働本部の動きも行っていきます。

※ この「Q&A」は、文部科学省の資料をもとに作成したものです。一部、北名古屋市のコミュニティ・スクールとして付け加えた部分があります。

## 4 社会教育法改正に関するQ&A

### Q1 今回の社会教育法の改正は、どのような狙いがあるのでしょうか。

- 地域と学校がパートナーとして連携・協働し社会総がかりでの教育を実現するため、「地域学校協働活動」を法律で位置づけ、教育委員会における実施体制の整備や「地域学校協働活動推進員」の委嘱について定めることで、「地域学校協働活動」を円滑かつ効果的に実施することを通じ学校運営の改善にも資することが目指されています。  
【第5条第2項関係】

### Q2 「地域住民その他の関係者」には、どのような方が含まれるのでしょうか。

- 地域の高齢者、成人、PTA 関係者やその経験者、退職教職員、教員を志望する学生や社会教育団体、社会福祉関係機関、企業、NPO 等の関係者など、学校に関心を有する方が幅広く含まれます。学校が所在する地域にお住まいの場合が多いと思われませんが、居住地に制限はありません。

### Q3 「協働」とは、どのような意味でしょうか。

- 地域住民等が、学校を一方的に支援するのではなく価値観が違っていても子供の成長を支えるという同じ目的のために、パートナーとして対等な立場で互いに協力して共通の課題に取り組むことを意味します。

### Q4 「地域学校協働活動の機会を提供する事業」とは、具体的にはどのような事業を指しているのでしょうか。

- まちづくりや地域行事の取組、放課後・土曜日の学習支援、体験活動など、地域住民と学校の協働による様々な活動の機会を自治体が提供する事業を想定しています。

### Q5 「地域学校協働活動推進員」は、どのような方に委嘱すればよいのですか。

- 社会的信望があり地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する方であると、自治体において判断できる方について委嘱していただくことになります。このため、自治体において、例えば、これまでコーディネーターや地域ボランティアとして活動してきた者、PTA 関係者や経験者、退職教職員など、日常的に候補者を把握しておくことが有効です。また、地域学校協働活動の機会を提供する事業は、教育委員会の責任において実施するものですので、委嘱に際しては問題が生じた場合に学校運営に支障が生じないよう責任関係等を明確にしておくことが望まれます。

**Q6 「普及啓発」とは、具体的にはどのような方法によるのでしょうか。**

- それぞれの自治体において、地域や学校の状況を踏まえて幅広い地域住民の皆さまの参画のもと、円滑かつ効果的に地域学校協働活動を実施いただくために適切な普及啓発活動を御検討いただくこととなります。

【第9条の7関係】

**Q7 文科省の「地域学校協働活動事業」の「地域コーディネーターは、「地域学校協働活動推進員」に委嘱しなければならないのですか。**

- 必ずしも直ちに「地域学校協働活動推進員」に委嘱しなければならないわけではありません。他方、今回の改正は「地域学校協働活動推進員」を教育委員会が委嘱することで円滑かつ効果的に地域学校協働活動が進むことを目指すものですので、できるだけ速やかに「地域学校協働活動推進員」の委嘱について検討していただくことが望まれます。なお、従前からの名称（〇〇コーディネーター等）が地域で定着している場合には呼称としてそうした名称を使用いただくことも可能ですが、委嘱状などの公的な文書や行政説明資料等では「地域学校協働活動推進員」としていただくことが望まれます。

**Q8 「地域学校協働活動推進員」は、具体的にはどのような職務に従事するのですか。**

- 教育委員会の施策に協力しつつ、地域学校協働活動に関する事項について住民と学校の情報の共有を図り、地域住民等に助言を行います。具体的には、地域学校協働活動の実施にあたり、学校側と連絡・調整したり地域住民等に協力を呼びかけたりするなど、コーディネートを行うこととなります。また、協働の対象となる学校が学校運営協議会を置いている場合はその委員となり、学校の運営やこれに必要な支援について協議に加わる場合があります。

社会教育法（昭和24年法律第207号、最終改正平成29年法律第5号）抜粋  
第5条

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の7

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

## 5 「北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱」

平成27年6月5日  
教育委員会告示第14号

北名古屋市学校運営推進協議会設置要綱（平成24年北名古屋市教育委員会告示第13号）の全部を改正する。

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会を置く学校における市民協働による学び支援推進事業（以下「事業」という。）により、地域全体で教育に取り組む体制づくりと地域の力を学校運営に生かす地域とともにある学校づくりを推進するために、北名古屋市豊かな学び創造推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) コミュニティ・スクールとの調整に関すること。
- (2) 事業の推進に向けた学校・家庭・地域の連携及び協働の方策の検討に関すること。
- (3) 事業の検証及び評価に関すること。
- (4) 事業及び学校運営協議会制度並びに地域学校協働活動推進事業の啓発及び普及に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進協議会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 推進協議会の委員は、次に掲げる者のうちから北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が選任する。

- (1) 教育委員会委員
  - (2) 社会教育委員
  - (3) 関係団体の代表者
  - (4) 学校運営協議会を置く学校の代表者
  - (5) 学校運営協議会の代表者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 推進協議会は、当面する課題を解決するために必要な組織を置くことができる。

### (アドバイザー)

第4条 推進協議会に、学校運営協議会制度及び地域とともにある学校づくりに関し専門的知識を有する者を1人、アドバイザーとして置くことができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 推進協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (謝礼)

第8条 推進協議会及び部会等の出席者には、予算の範囲内で謝礼を支給する。

#### (費用弁償)

第9条 委員が職務のため旅行したときは、北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第51号）の規定により旅費を支給する。

#### (庶務)

第10条 推進協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部において処理する。

#### (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（北名古屋市立学校評議員設置要綱の一部改正）

2 北名古屋市立学校評議員設置要綱（平成18年北名古屋市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（北名古屋市学校支援地域本部設置要綱の一部改正）

3 北名古屋市学校支援地域本部設置要綱（平成24年北名古屋市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

#### 附 則（平成30年2月28日教育委員会告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月5日教育委員会告示第10号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年8月25日教育委員会告示第30号）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

#### 附 則（令和4年12月28日教育委員会告示第18号）

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

平成29年5月22日  
教育委員会規則第2号

北名古屋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成25年北名古屋市教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

**(趣旨)**

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき北名古屋市学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

**(協議会の目的)**

第2条 協議会は、北名古屋市立学校の学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、北名古屋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校、保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

2 協議会は、児童生徒の学びを支え、夢に向かって生きぬく力及び学力を育み、市民協働による地域とともにある学校づくりに取り組むものとする。

**(設置)**

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について共同で協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、対象学校に対し予算の範囲内で運営費用を支給するものとする。

**(学校運営に関する基本的な方針の承認)**

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
- (3) 学校経営計画に関すること。
- (4) 組織編成に関すること。
- (5) 学校配当予算の編成及び執行に関すること。
- (6) 学校施設等の管理及び整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

#### (学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

#### (学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

#### (住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目標を達成するため、対象学校の運営、必要な支援等に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協働の推進に資すること。

#### (委員の任命等)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 対象学校の所在する地域住民

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員をはじめ、対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長その他の教職員

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤特別職の身分を有する。

### (守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項及び法令に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

### (任期)

第10条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬)

第11条 委員は、無報酬とする。

### (会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、対象学校の校長と協議の上、会議を招集し、議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長に報告及び説明を求めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会長は、会議録を調製し、保管するものとする。

### (会議の公開)

第14条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

### (研修)

第15条 教育委員会は、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

#### (協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

#### (運営等への参画)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。

3 協議会は、対象学校の所在する地域住民等の意向を尊重し、反映するよう努めなければならない。

4 協議会は、教育委員会に対して、協議会の運営状況等について報告を行うものとする。

#### (庶務)

第18条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

#### (委員の解任)

第19条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

#### (雑則)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和2年3月5日教育委員会規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和6年5月17日から施行する。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

この運営細則は、北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置いた学校（以下「対象学校」という。）における協議会の運営に関して、基本的な考え方を示すとともに、その取扱いについて必要な事項を示すことを目的とする。

### 1 趣旨（規則第1条関連）

教育委員会は、学校運営協議会を規定する地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）が一部改正され、平成29年4月1日施行となったことにより、従来の「北名古屋市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の全部を改正し、新たに「北名古屋市学校運営協議会規則」を定めた。

### 2 協議会の目的（規則第2条関連）

協議会は、以下の目的を達成するために教育委員会と校長の権限と責任の下に置かれ、意思決定を伴う会議である。

協議会は、市民が学校運営に参画する仕組みである「市民協働学び支援事業」の実施主体として、子どもたちの「生きぬく力・学力」の向上、家庭の「教育力」の向上、地域の「絆」の強化などを目指し、市民協働による地域ともにある学校づくりに取り組むことを目的とする。

### 3 設置（規則第3条関連）

- (1) 対象学校 学校ごとに協議会を置くものとするが、教育委員会の2以上の学校について共同で置く必要性を認めた場合は共同で置くことができる。
- (2) 運営費用の支給 運営全般の活動経費としての措置であり、会議費（食糧費）、通信運搬費、消耗品費、旅費、保険料、報償費（講師謝礼）等の種目が含まれる。委員の協議会への出席に対する謝礼は支給対象にはならない。

### 4 学校運営に関する基本的な方針の承認（規則第4条関連）

#### (1) 「承認を得る」

ア 承認とは、一般的には他人の行為に対して肯定的意志を表示することや相手の言い分を聞き入れることとされる。協議会においては、合意に向けて磨き上げていく協議そのものを指す。いろいろな考えを集積し、よりよいものにつくりあげていくと捉える。

イ 校長は基本方針等の承認を得る際には、十分に説明し意見を聴取するものとする。

#### (2) 「承認を得る」ことへの対応

校長は学校運営の基本方針を年度当初に限らず、後日開催の協議会に提出することができ、「職務の遂行の優先」から学校運営を進め後日の協議会の場で追認を得る。

また、次の各号に該当する場合には、承認が得られなかった場合においても自らが定めた基本方針に基づいて学校運営を行う。

- ① 協議会の運営が不適正と判断した場合
- ② 協議会の運営が学校や教育委員会の方針と一致しない場合
- ③ 「教育課程の編成に関すること」等

ア 第4条第1項「教育課程の編成に関すること」から第3項「組織編成に関すること」までについては、校長が作成する「学校経営案」等を活用し一体的に提示することも可能とする。

具体的には、「教育課程の編成に関すること」については、「学校経営案」の記載項目である「教育課程」・「週の計画及び日課表」を含むものとする。

「学校経営計画に関すること」については、「学校経営案」の記載項目である「教育目標」・「経営方針」「重点目標」を含むものとする。

「組織編成に関すること」については、「学校経営案」の記載項目である「学校の組織」を含むものとする。

また、必要に応じて、以下の例に示すような観点から具体的な方針や方策を作成するものとする。

- ・ 特色ある教育活動の推進
- ・ 体力の向上及び心身の健康の保持増進
- ・ その他の教育活動（キャリア教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、安全指導、食に関する指導等）の充実

イ 第4条第4項「学校予算の執行に関すること」については、各種事業や研究等の学校裁量で使用できる予算を中心に、「重点目標」・「校地・校舎及び施設・設備の整備計画並びに安全管理」が適正かつ効果的に行えるように運用する。

〈例〉

- ・ 指導法の工夫改善による学びの質を高める授業づくりの充実を図るための教材・教具の購入を進める。
- ・ 安全管理上必要な整備を進める。
- ・ 学校図書館活用の充実を図るため、図書を購入や読書環境の整備を計画的に進める。
- ・ 光熱水費の節約など効率的な経費の支出に努める。

## 5 運営等に関する意見の申出（規則第5条関連）

### (1) 熟議に基づく「申出」

協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として置くものであることから、基本方針の承認にとどまらず当該学校の運営全般について広く地域や保護者の意見を反映させる観点から、教育委員会または校長に対して主体的に意見を申し出ることができる。（※ 「別紙 様式1」による）

そのために、個々の考えや要望の把握に努め、自由に議題に取り上げ協議を進め磨き上げ、よりよい意見にしていくものとする。

協議会は合議制の機関であるので個人の意見が尊重されるわけではなく、特定の委員の意向が反映されるようなものでもない。委員相互に納得していけるような結論を得るようにする。

## (2) 人事に関する「申出」

教職員の採用その他の任用に関する意見の申出については、学校の課題解決や特色ある学校づくり、教育の充実のために必要な校内体制の整備・充実を図る観点から述べるのが「できる」ものである。

学校運営協議会が対象学校の職員の採用その他の任用に関して意見を述べる事項については、上記のように学校運営を充実していくため、学校改善に資するために必要な人事に関するものであり、分限処分や懲戒処分等を含めるものではないことを指す。

意見の申出は、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではなく、対象学校の校長の意見具申権そのものに変更が生じるものでもない。また、第2条に定める協議会の目的を踏まえることが第一義であり、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取する。

(※ 「学校運営協議会」設置の手引き（文部科学省）掲載の「要望：例」参照）

## 6 学校運営等に関する評価（規則第6条関連）

### (1) 学校関係者評価の在り方

学校関係者評価を委員会による評価として行う学校の自己評価を踏まえた学校関係者評価を指す。

この評価により、自己評価の客観性・透明性を高めることや学校・家庭・地域が共通理解をもち、学校運営の改善に当たることが期待される。

また、学校の現状と課題について共通理解を深め、学校運営の改善への適切な意思形成を促進する観点から、対象校の運営状況等についての確認、評価に取り組むことが求められる。

「北名古屋市学校評価ガイドライン」では、学校と学校関係者のそれぞれにとって教育活動や学校運営の改善、教育水準の向上につながっているという有用感のある評価活動である実効性のある学校関係者評価を「地域とともにある学校づくり」の必須ツールと考えている。

尚、学校関係者評価では、個別具体的な評価項目を設定したり、各評価委員に評価シートへの記載を依頼して個人として評価してもらったりすることを必須としているわけではない。

### (2) 実効性のある学校関係者評価の実施

#### ア 「協働型努力目標」に基づく学校関係者評価の実施

実効性のある学校関係者評価は、学校が家庭・地域との協働によって達成をめざす「協働型努力目標」に基づいて行い、アクションプラン（協働型努力目標に基づく学校・家庭・地域の三者協働の改善活動計画）による当該年度の活動を振り返り、成果と課題を明らかにして次年度の方向性を打ち出すことを基本とする。

「協働型努力目標」に基づいて行う学校関係者評価は、児童生徒のよりよい姿の実現に向けて協働・分担して具体的な取組を進め、その成果を確かめ、PDCAサイクルによる改善活動を継続的に実施するために行うものである。

各学校は、児童生徒の課題に対して「めざす子どもの姿」の実現に向け、「学校での取組」「子どもの取組」を具体的な改善活動として設定し、「自己評価」との関連を図り、教職員が個々に具体的な取組を進めていくことが求められる。

全職員がそれぞれに力を尽くすことが、学校全体としての信頼される活動になり、学校改善を促進させ児童生徒のよりよい姿の実現に向けて歩みを進めることにつながると考える。「評価のための評価」ではなく、「改善のための評価」を実践したい。

#### イ 全方位的な点検・評価

学校が抱える課題等を把握するためには全方位的な点検・評価も重要であり、日々の学校運営の中で必要に応じ、幅広い「全方位型」の点検・評価を適宜行うことが大切である。また、例えば一定の時期（数年に一度など）に学校の取組の状況について全方位的なチェックを行うことや場合によってはそれを適宜自己評価の中で実施することが考えられる。

#### ウ 学校関係者評価資料

学校が特に力を入れて取り組んでいる教育活動や重要な課題に絞った抜粋した項目についての「評価書」が望ましい。

教育委員会への報告を目的とした「学校評価書」は学校の自己評価を示したものであるが、学校関係者評価の資料として提示する場合は「協働型努力目標」に基づいて行う視点から関連を明らかにするとともに、重点的（あるいは段階的）目標の達成に向けた具体的な取組として設定された項目についての評価を行うようにする。

（※ 「学校関係者評価を活かしたよりよい学校づくりに向けて(学校関係者評価参照書)」  
文部科学省参照）

## 7 住民の参画の促進等のための情報提供（規則第7条関連）

第2項「対象学校の運営、必要な支援等に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。」は、具体的には学校運営協議会だよりや学校だよりといった形で配布すること、自治会の情報伝達手段、インターネットを通じて情報を発信することなどが考えられる。PTA総会等の会合の情報の発信に努めることについては、家庭・地域から幅広い支援・協力を得るため、会議や活動場所を利用して周知されることが想定される。

また、地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う委員より情報提供がなされることも期待される。

## 8 委員の任命等（規則第8条関連）

委員を任命し、又は委嘱する際には、地域の特色や実態をふまえて、実効性ある学校運営協議会の運営がなされるよう校長による委員の推薦を尊重する。委員の任命・委嘱は、改正前の「学校運営協議会の設置等に関する規則」における「教育委員会が選任する」と同同意味であり、関係文書を交付するものではない。

### (1) 委員の推薦

ア 校長が委員を推進するにあたっては、教育委員会に推薦書を提出する。（※ 「別紙様式2」による）

イ 校長は、日頃から対象学校の教育に対して理解を有し、教育活動に協力・参画している者、さらには、教育について深い見識を有すると認められる者などのうちから、幅広く適切な人材を推薦する。(なお、男女比等を考慮すること。)

ウ 校区に居住していることを推薦要件としない。

エ 北名古屋市の附属機関の委員等を兼ねることとなる者を推薦することができる。

## (2) 委員の定数

運営協議会は、地域代表、保護者代表、教職員代表、学識経験者等の委員により構成されるが、その比率は、教職員代表より地域代表や保護者代表が多くなることが望ましい。教職員代表は、原則として校長、庶務担当係(事務局)とするが、下部組織の各部会の運営上、教務主任、校務主任等の教職員も加わることが望ましい。

## 9 守秘義務等(規則第9条関連)

学校運営協議会の委員については、非常勤特別職の地方公務員の身分を有することから、地方公務員法の守秘義務に関する規定(第34条)は適用されないが、協議などを通じ児童生徒や教職員等に関する個人的な情報をその職務上知り得る可能性があり、それらの情報については、一般職の公務員と同様に委員としての任期中及び任期終了後も秘密とする義務を負うものとする。

## 10 任期(規則第10条関連)

PDCAサイクルによる改善活動を継続的に実施するためには、1年区切りより2年区切りが実効性が高いと考えられる。また、再任を了承される委員が少なくないことから、推薦の手続きの効率化を図ることができる。

所属団体・組織の役職規定により1年で交代する場合は、委員の解任を規定する第19条第1項1)「本人から辞任の申出があった場合」を適用する。

## 11 会長及び副会長(規則第12条関連)

### (1) 会長の選出

第12条第1項「会長」とは、運営協議会を代表する職であり、委員の互選により選出するものである。互選の対象には、教職員代表を含めない。

### (2) 議長

第12条第2項について、会長は議事を掌ることに関して、会議で、議事を整理し、衆議を採決する。議事進行については、教職員代表が補佐することができる。

## 12 議事(規則第13条関連)

### (1) 内容

学校経営計画に関する事項及び評価に関する事項については、原則として次の時期に次の内容についての協議を行う。

① 4月～7月：当該年度の学校経営計画に関する事項等

② 8月～12月：当該年度の取組みの進捗確認と改善に向けての意見等

③ 1月～3月：学校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項及び次年度の学校経営計画策定に向けての意見等

(2) 議決

第13条第3項について、議事事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(3) 第三者の出席

第13条第5項「委員以外の第三者」とは、対象学校の教職員及び児童もしくは生徒を指す。児童もしくは生徒からの聴取の実施にあたっては、子どもたちの発達段階を考慮するとともにより良い学校をつくっていくため、教育活動の感想や希望を聴取する場であることを十分に周知する。

意見の聴取の方法については、以下の方法などが考えられる。

① 学校評価における「児童・生徒評価」を活用し、評価項目の作成に協議会が参画することで、意見聴取を行う。

② 教育活動の参観の機会に、意見聴取を行う。

③ 交流や体験活動等の機会に子どもたちと学校支援ボランティアとの話し合い活動を通して、意見聴取を行う。

(4) 会議録

庶務担当係（事務局）は、会長の確認を得て、会議資料とともに会議録を保存する。会議録には、会議要旨（議題及び合意事項等）を記載する。

### 13 会議の公開（規則第14条関連）

会議の傍聴については、原則公開とする。ただし、内容によっては非公開とすることができる。会長と校長が協議のうえ、非公開とすることが適当と判断した場合や協議会が非公開とすることを適当と決定したときは非公開で会議を行う。

傍聴人は、あらかじめ会長に申し出る必要があり、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

### 14 研修（規則第15条関連）

豊かな学び創造推進協議会の場で行う研修のほかに、学校運営協議会に働きかけて、保護者や教職員を対象とした研修を行う。学校運営協議会が主体となる場合、必要な謝礼、旅費は、委託料から支出するものとする。講師は、文部科学省コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）、市教育指導員が考えられる。

### 15 協議会の適正な運営を確保するために必要な措置（規則第16条関連）

(1) 協議会の適正な運営を確保するための措置を講じる場合の基準

ア 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

イ 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

ウ 協議会設置により期待できる効果を挙げていないと認められる場合

## (2) 運営改善の理解促進

校長は、学校運営に関する情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第4条第1項の各号に掲げる基本手的な方針について協議会の承認が得られないときは、職務の遂行を優先しながら理解促進に努めなければならない。ただし、承認が得られないとき又は対象校の運営に現に著しい支障が生じ、もしくは生じるおそれがあると認めるときは、教育委員会に対して協議会の適正な運営を確保するための措置を講じることを申し出ることができる。

教育委員会は、措置を講じるに当たっては、校長から意見を聴取し協議会の運営状況についての確かな把握を行うとともに、校長と連携して協議会に対し必要な指導及び助言を行いその運営改善に努めなければならない。

## 16 運営等への参画（規則第17条関連）

### (1) 運営必要事項の規定

規則第17条第1項「運営に必要な事項を定める」とは、運営規則の範囲内において会議の運営及び手続きについては協議会が校長と協議のうえ定めるものとする。

### (2) 部会等の必要な組織

規則第17条第2項「部会等の必要な組織」とは、「市民協働による学び支援事業」を効果的・具体的に推進するために協議会に設置する組織のことを指す。「学校」・「家庭」・「地域」の各々の役割をとらえて、連携して事業を展開するうえでの活動主体。

### (3) 地域住民等の意向の反映

規則第17条第3項について、協議会は会議の円滑な運営のために、必要に応じて学校に資料の提供、授業参観及び保護者への意見聴取の機会を求めることができる。

### (4) 運営状況等の報告

対象校は、年次ごとに教育委員会へ活動計画書及び活動報告書を提出する。

(※ 「別紙 様式3・4」による)

## 17 委員の解任（規則第19条関連）

教育委員会は、本人からの辞任の申し出があった場合を除き、委員の解任にあたっては、当該委員について校長から意見を聴取する。また、当該委員から意見の聴取を行ったり、協議会の会長からも意見を聴取したりすることができる。

## ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法の一部改正（学校運営協議会関連）事項

- ・ 根拠規定の条番号の修正 第47条の5 ← 第47条の6
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化
- ・ 複数の学校に一つの協議会を置くことができる旨を追記
- ・ 協議会の新たな協議事項として学校運営に必要な支援を加えることを明記
- ・ 指定の仕組みを採らなくなることに伴い、協議会の協議の対象となる学校を明らかにするための手続き追記 対象学校 ← 指定学校
- ・ 教職員人事の意見申出について、協議会の設置趣旨を踏まえたものとした上で、別に事項を定められるよう追記
- ・ 協議結果に関する情報提供の努力義務化、努力義務化の目的を明記
- ・ 協議会の委員に地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を追記
- ・ 委員の任命に当たり、校長が意見を申し出ることができることを規定

平成28年5月16日  
教育委員会告示第10号

**（設置）**

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に基づき、地域と学校が連携及び協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進し、子どもたちの夢に向かって生きぬく力及び学力を育むことを目的として、北名古屋市地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を置く。

**（事業）**

第2条 協働本部は、北名古屋市豊かな学び創造推進協議会のもと、コミュニティ・スクールを充実し、強化を図る。

2 協働本部は、地域及び学校の特色又は実情を踏まえ、協働活動を円滑かつ効果的に推進する活動を行う。

**（所掌事務）**

第3条 協働本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働活動に関するビジョンの明確化及び計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）及び統括的な地域学校協働活動推進員の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。
- (4) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (5) 協働活動の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認めること。

**（組織）**

第4条 協働本部は、協働本部の目的に賛同し協働活動を行うことができる者により組織し、協働本部の本部員（以下「本部員」という。）は、学校運営協議会委員を充てる。

2 協働本部は、部会等の必要な組織を置くことができる。

3 協働本部の庶務は、北名古屋市教育委員会事務局教育部において処理する。

**（統括的な地域学校協働活動推進員）**

第5条 統括的な地域学校協働活動推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 複数の推進員との連絡調整及び推進員間の情報共有に関すること。
- (2) 推進員活動研修及びボランティアの養成に関すること。
- (3) 協働活動の推進に関すること。

**（地域学校協働活動推進員）**

第6条 推進員は、協働活動に関する事項につき、北名古屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、協働活動を行う地域住民に対する助言その他の援助を行う

2 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 活動対象学校の支援ニーズの把握に関すること。
- (2) 地域住民及び学校との連絡調整に関すること。
- (3) ボランティア人材バンク、企業及び団体並びに個人に対するボランティア活動の要請に関すること。
- (4) 協働活動の啓発及び普及に関すること。
- (5) 学校運営協議会その他必要な協議会への参加及び支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認める連携及び協働に関すること。

3 推進員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、活動対象学校長の推薦により、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 地域において社会的信望があること。
- (2) 協働活動の推進に熱意及び識見を有すること。

4 推進員の任期は、任命又は委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、任期の満了前であっても推進員を解任することができる。

- (1) 本人の申出があった場合
- (2) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

6 推進員には予算の範囲内で各個人の活動実績に基づき算定した額を謝礼として支給し、公務のため旅行したときは北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例51号）の規定により旅費を支給する。

#### （守秘義務）

第7条 本部員及び推進員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### （指導及び助言）

第8条 教育委員会は、協働本部に対し運営状況等について、必要な指導及び助言を行うものとする。

#### （雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 附 則（平成29年5月22日教育委員会告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 附 則（令和2年5月20日教育委員会告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

## 9 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(第47条の5) 条文解説 「学校運営協議会関係法令」解説

学校運営協議会(以下「協議会」といいます。)は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」といいます。)の改正によって制度化されて以来、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」などといった成果に関する認識とともに、全国に広がってきているところです。他方、今日、児童生徒の状況に応じたきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など、学校を取り巻く課題はますます複雑化・困難化しており、こうした課題を解決し、子供たちの「生きる力」を育むためには、教職員のみならず、地域住民や保護者等(以下「地域住民等」といいます。)の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図っていく必要があります。

このため、学校と地域の組織的・継続的な連携を可能とする協議会について、更なる活動の充実と設置の促進を図る必要があるとの認識の下、必要な制度の見直しを行い、平成29年4月1日から改正地教行法が施行されました(以下、本改正を「平成29年改正」といいます。)。各教育委員会においては、改正された制度の趣旨を踏まえ、それぞれの地域や学校の状況に応じた適切な措置を講ずる必要があります。

### 第1項(学校運営協議会の設置及びその役割)

上に述べたように、今日の学校を取り巻く課題に適切に対応するためには、地域住民等との連携・協働体制を構築し、その協力を得ることが不可欠です。そして、それらの協力・支援活動が適切に行われるためには、その活動を担う地域住民等が、当該学校の校長が持つ学校運営のビジョンや、当該学校の運営の現状、児童生徒が抱える課題等を的確に把握することが必要です。

従来から、協議会は、その協議の対象となる学校(以下「対象学校」といいます。)の校長が作成する学校運営に関する基本方針の承認等を通じて、対象学校の運営について協議をすることとされてきました。このような学校運営に関する協議を通じて、協議会は、学校運営の現状や児童生徒が抱える課題等を把握する立場にあり、そうした課題を解決するための地域住民等による支援の方法や内容について、協議会が併せて協議を行うことが効果的であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、平成29年改正より、協議会の役割として、従来の学校運営に関する協議に加え、学校運営への必要な支援に関する協議も行うものとなりました。

また、これからの公立学校は、地域とともにある学校へと転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠であることから、全ての公立学校において学校運営協議会制度の導入を目指すべく、各教育委員会に対して、これまで任意に設置するものとされていた協議会について、設置の努力義務を課すこととしました。この趣旨は、各教育委員会において、協議会が有効に機能するために必要な学校と地域の信頼関係の構築や、関係者の理解増進等の手順を踏みつつ、漸次、協議会の設置に向けた取組を進めていただくことを求めるものです。

協議会をまだ設置していない教育委員会においては、この改正の趣旨を踏まえ、協議会の設置に向けた検討をこれまで以上に積極的に行うことが必要です。なお、努力義務化により、協議会の設置について特定の学校を指定する必要がなくなったため、従来の「指定」の仕組みを削除しています。

併せて、旧制度においては、協議会は学校ごとに置くものとされていたところですが、小中一貫教育の効果的な実施や、中学校区内における複数の学校間の円滑な連携を図るためには、複数の学校について一つの協議会を置くことができる仕組みが必要であるとの指摘も踏まえ、今回の改正において、同一の教育委員会の所管に属する二以上の学校について相互に密接な連携を図る必要がある場合には、当該二以上の学校について一の協議会を置くこともできるよう、規定の整備を行いました。具体的にどのような場合に複数の学校で一つの協議会を置くことができるかについては、法の委任を受け、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六第一項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成二十九年文部科学省令第二十三号）」において定めているところです。

協議会を設置する対象の学校となり得るのは、地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園です。

## 第2項（学校運営協議会の委員）

協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手續に關与する一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命されることとなります。その際、幅広く適任者を募る観点から、例えば、公募制の活用等選考方法を工夫するとともに、地域住民や保護者等へ広報、周知に努める必要があります。

委員は、これまで、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等から選任することとされてきました。しかし、第1項の改正において示されたように、協議会は、平成29年改正により、学校運営への必要な支援に関しても協議を行うこととしました。この協議が実効的・効果的に行われ、かつ、その結果を踏まえた学校運営への支援活動が円滑に実施されるためには、実際に当該学校の運営改善に関する活動を行っている者が協議に加わることが求められます。

このため、平成29年改正により、協議会の委員に「学校の運営に資する活動を行う者」を加えることとしました。その典型的な例としては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に規定される「地域学校協働活動」において、中核的な役割を果たす「地域学校協働活動推進員」が想定されますが、それ以外にも、例えば、

- ・ 年間を通じて学校と地域の行事の共同実施や、朝学習の指導を積極的に行う自治会やPTA等の団体の代表者
  - ・ 学校の授業における学習支援やキャリア教育を積極的に行うNPOの代表者
- といった方を任命することも考えられます。

これらの学校運営への支援に関するネットワークを持っている方をすでに任命している教育委員会におかれては、そうした方を「学校の運営に資する活動を行う者」として任命することで、さらに効果的な協議会の運営が期待されます。

また、法定されている者以外の委員としては、例えば、対象学校の校長、教職員、指導主事等の教育委員会事務局職員に加えて、地域の商工会等の関係者、警察や児童福祉施設など関係機関の職員、教育行政や学校教育に指揮権を有する有識者等が想定されます。

委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、適切な人材を幅広く求めて任命するとともに、協議会において合議体として適切な意思形成が行われるよう、研修等を通じ、委員が協議会の役割や責任について正しい理解を得るよう努める必要があります。また、協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号

に該当し、特別職の地方公務員の身分を有することになります。このため、地方公務員法上の守秘義務等は課されませんが、委員は、児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要です。

### 第3項（委員の任命に関する校長の意見の申出）

協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議を行い、後述するように、校長が作成する学校運営に関する基本的な方針を承認する役割を担う機関です。そのため、協議会の委員は、単に第三者的な立場から学校運営を批評するような者ではなく、対象学校について一定の理解を有した上で、当該学校を応援する存在として、その運営改善に資するような建設的意見を述べ、学校運営に責任感を持って参画することができる者であることが求められます。

こうした人材を確保するためには、学校運営の責任者としての立場にある校長が、自校の運営の現状や課題等に照らして、どのような人物がその運営の改善に資するかを考え、任命権者である教育委員会に意見を申し出ること、委員の任命にかかる手続きに具体的に関与することが適当であることから、平成29年改正により、対象学校の校長が協議会の委員の任命に関して教育委員会に意見を申し出ることができることとしました。各教育委員会におかれては、規則において、委員の選定の際に校長から意見を聴取する手続きについて規定を置くなど、対象学校の校長が意見を申し出る機会を確保するための措置を講ずることが求められます。

### 第4項（学校運営に関する基本的な方針の承認）

協議会は、校長の作成する学校運営の基本的な方針の承認を通じ、育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを共有し、地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識を高めるとともに、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を応援する役割を担っていることを明確化するものです。校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うこととなります。

教育課程の編成以外の学校運営に関する基本的な方針の対象となる事項としては、一般的には、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられますが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めます。

### 第5項（協議の結果に関する情報の提供）

平成29年改正により、協議会は、学校運営への必要な支援についても協議する役割を担う（第1項解説参照）とともに、学校運営に資する活動を行う者を委員に加える（第2項解説参照）こととなりました。これらの趣旨は、学校が抱える複雑化・困難化した課題により適切に対応していくため、学校運営に対する地域住民等からの一層の支援・協力を得ることにあります。

こうした改正に加え、協議した支援の内容が、実際に学校運営への支援活動に携わる地域住民等と確実に共有された上で、地域住民等による学校運営に対する理解・協力が得られるようにするためには、協議会が、その協議の結果に関する情報を広く地域住民等に積極的に提供することが必要です。このため、同改正において、協議会は、その協議の結果

に関する情報を地域住民等に提供するよう努めることとしました。協議会が情報提供を行うことは、地域住民等の学校運営に対する理解を深めるだけでなく、学校運営及び協議会における協議の適正さを確保することにもつながります。このことは、協議そのものと相まって、地域住民等に開かれた学校運営の実現という協議会の本来の趣旨の実現を補完する役割を果たすものとなります。

具体的な情報提供の方法としては、いわゆる「学校だより」や「学校運営協議会だより」といった形で配布すること、インターネットを通じて発信すること、PTA 集会等の会場の場を利用して周知することなどが想定されるほか、新たに委員として加えられた学校の運営に資する活動を行う者が有するネットワークを通じて、協議会の委員外の地域住民等に広く情報を提供することも考えられます。教育委員会としては、そうした情報提供が円滑に行われるよう、適切に配慮することが求められます。

## 第6項（運営に関する意見の申し出）

協議会は、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認に止まらず、当該学校の運営全般について、広く地域住民等の意見を反映させる観点から、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができる旨を明確にしたものです。

## 第7項（職員の任用に関する意見）

協議会による対象学校の職員の任用に関する意見は、地域とともにある学校づくりの観点から、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、地域住民等が協議会を通じて直接任命権者に述べることができることとしたものであり、対象学校の運営に関する基本的な方針を踏まえ、学校と協議会が実現しようとする教育目標等に適った教職員の配置を求めるための重要な機能です。

他方、協議会を設置していない教育委員会の一部等からは、当該意見が述べられることにより、教職員人事や学校運営の混乱につながるのではないかの懸念が示されており、協議会の設置促進にとっての足かせとなっているとの指摘がありました。しかし、こうした懸念は、実際に協議会を設置することにより、ほとんど解消することがわかっています（平成 25 年度の文部科学省の委託調査によれば、「任用の意見の申出で人事が混乱しないか」といった課題意識を持つ対象学校の校長の割合は、協議会設置前は約 23%であったところ、設置後は約 1%に低減しています。また、平成 27 年度の文部科学省委託調査においては、「教職員の任用に関する意見申出により人事が混乱した」との設問に対して、回答した対象学校の校長のうち「とても当てはまる」と答えたのは 0%、「少し当てはまる」と答えたのは約 0.4%にとどまっています。）。

このような実態があるにも関わらず、引き続き懸念があることも考慮すれば、職員の任用に関する意見については、各学校の特色や地域の実情等を踏まえつつ、どのような事項を協議会による意見申出の対象とするかについて、各教育委員会の判断に委ねることが適当と考えられることから、平成 29 年改正において、協議会の意見の対象となる事項の範囲について、各教育委員会規則で定めることとしました。各教育委員会においては、この趣旨を踏まえ、それぞれの域内の事情を勘案し、適切に規則を設けることが求められます。

規則においてどのような内容を定めるかは、まさに各教育委員会において検討・判断いただく必要がありますが、例えば、協議会の趣旨を踏まえた建設的な意見に限ることや、

個人を特定しての意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限ることなどが想定されます。

なお、本項の対象となる「職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれます。また、「採用その他の任用」とは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては本項に基づく意見の対象とはなりません。校長、教育委員会においては、協議会が本項に基づく意見を述べようとするに当たって、適切な意思形成を行えるよう十分な情報提供に努める必要があります。

協議会を設置する学校に関しても、現行の市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権には変更は生じません。したがって、協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であるとともに、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申を待って任命を行う必要があります。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、協議会の意見の内容との調整に留意する必要があります。

県費負担教職員に関する協議会の意見については、設置者としてその内容を了知しておく必要があることから、手続上、市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に提出されるものであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではありません。

#### **第8項（職員の任用に関する意見の尊重）**

第7項に規定される職員の任用に関する意見の意義が果たされるためには、協議会が単に意見を述べるのみならず、任命権者において、協議会の意見の内容を実現するよう努めることが求められます。このため、本項は、任命権者が協議会の意見を尊重することを規定するものです。

ただし、本規定は、任命権者の任命権の行使そのものを拘束するものではなく、任命権者は、協議会の意見を尊重するとともに、市町村教育委員会の内申（地教行法第38条）や人事評価の結果等を総合的に勘案し、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使することとなります。

#### **第9項（協議会の適正な運営の確保）**

従来制度においては、協議会の活動が著しく適性を欠くことにより、協議会を置く学校として指定された学校の運営に支障が生じることのないよう、協議会の指定の取消しに関する規定を置いていたところですが、平成29年改正により、協議会の設置について各教育委員会に努力義務を課したことから、設置に当たり特定の学校を指定する必要がなくなったため、本項における指定の取消しに関する規定も含め、指定を前提とした規定は改めることとなりました。

他方、協議会の設置が努力義務となった場合でも、協議会の適正な運営を確保する仕組みは引き続き必要であることから、指定の取消しに代え、協議会の運営が適正を欠くような場合には、設置者である教育委員会がその適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないこととしています。具体的な措置の内容は、協議会が抱える課題の性質や内容を踏まえて、各教育委員会において判断されることとなりますが、例えば、発言力の強い特定の委員により偏った協議会の運営がなされ、学校運営に支障を生じかねない場合には、当該委員を罷免した上で新しい委員を任命することや、委員同士の意見が対立して協議会としての意思形成がなされず、学校運営に関する基本的な方針の承認がなされ

ない場合には、協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行うことなどが想定されます。

なお、どのような場合に、どのような措置を講じるかについては、あらかじめ教育委員会規則において定めておくことが望ましいと考えられます。

また、協議会の運営がそもそも適性を欠くことのないよう、教育委員会は、協議会の運営の状況についての確かな把握に努めるとともに、必要に応じて協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、協議会の円滑な運営の確保に努める必要があります。

#### **第10項（諸手続に関する教育委員会規則の定め）**

協議会の運営に関する事項については、地域の実態や学校の実情なども踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟な運用が可能となるよう、教育委員会規則において定めることとしているものです。各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努める必要があります。

「学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期」

協議会の委員については、委員の構成、人数、選考方法等も含め、任免に当たっての必要な規定を整備する必要があります。また、任期ごとにその活動状況を把握し、適任者の任命に努めることが必要です。

「学校運営協議会の議事の手続」

協議会は、合議制の機関として意思決定を行うものであり、開催の手続、議長の選出、議決方法などについてあらかじめ規定することが必要です。

「その他必要な事項について」

その他教育委員会規則で定めることが必要な事項としては、守秘義務など委員の服務に関する事項、協議会の運営の評価に関する事項などが考えられます。

#### **【義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 附則】**

##### **第五条（学校運営協議会の在り方の検討）**

政府は、平成29年改正により、協議会の設置を努力義務としたことで、各教育委員会における取組がどの程度進捗したか、また、協議会が学校運営への必要な支援に関しても協議するとしたことで、学校運営の改善にどのような効果があったかといった点を把握しつつ、今後の学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、改正法の施行後5年を目途として、協議会の在り方について改めて検討を行うこととされています。この検討は、協議会の活動の更なる充実を図り、協議会の設置を一層促進する観点から行われるものであり、その結果に基づき、政府が所要の措置を講ずべきことが規定されています。

## 10 学校関係者評価

### (1) 学校評価委員会の構成

学校関係者評価においては、その学校と直接の関係のある者を評価者とするのが適当であり、その際、児童生徒を基点に学校と密接な関わりを有する保護者が、学校評価とそれを通じた学校運営の改善に参画することが重要である。このことから、その学校に在籍する児童生徒の保護者を評価者に加えることを基本とする。その他、例えば学校評議員、地域住民や地元企業関係者、子どもの健全育成・安全確保の観点から青少年健全育成関係団体や警察の関係者等を加えることが考えられる。

学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる。ただし、学校関係者評価の取組が一部だけのものとならず、より透明性の高い広がりをもったものとなるよう配慮する。

※ 配慮事項により、既存の学校運営協議会の機能の一つとして評価を行うこととし、新たに学校関係者評価委員会を組織することをしない。

### (2) 学校関係者評価の実施

#### ア 円滑な実施のための資料・説明

各学校は、学校関係者評価の実施に先立って、下記資料の提示をはじめとして、教育活動その他の学校運営の状況について学校関係者評価委員会に説明する。

- ① 重点目標など具体的な目標や計画
- ② 本年度の自己評価の評価項目などの取組状況
- ③ 前年度の自己評価・学校関係者評価の結果及びそれらを踏まえた改善の状況

その他、学校関係者評価の実施に必要なと考えられる資料や、学校関係者評価委員会から求められた資料については、提示することが適当ではないものを除き、学校は積極的に提示する。

#### イ 主体的・能動的な評価活動と活動内容

学校関係者評価においては主体的・能動的な評価活動が期待されており、例えば学校の求めに応じてアンケートに回答するのみや、自己評価の結果について単に説明を受け意見聴取されるのみなどの受動的な評価活動に留まることのないよう留意する。

- ① 学校関係者評価委員会は、評価を行うに先立ち、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行う。

これらを通じて、学校関係者評価委員会と学校との間での十分な意見交換や対話を行い、学校の状況について相互の共通理解を深めるよう留意する。

- ② 学校関係者評価委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、
  - ・ 自己評価の結果の内容が適切かどうか
  - ・ 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
  - ・ 学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
  - ・ 学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか などを評価する。

北名古屋市としては、学校が家庭・地域との協働によって達成をめざす「協働型努力目標」に基づく学校関係者評価の取組を推進していきます。

「めざす児童生徒像」から、重点努力目標を通して学校・家庭・地域の三者が協働型努力目標をともに確認し、「協働型努力目標」に基づいて行う学校関係者評価です。

児童生徒のよりよい姿の実現に向けて協働・分担して取り組み、その成果を確かめ、PDCAサイクルによる改善活動を継続的に実施する取組であり、各学校は、児童生徒の課題に対して「めざす子どもの姿」の実現に向け、「学校での取組」「子どもの取組」を具体的な改善活動として設定し、「自己評価」との関連を図り、教職員が個々に具体的な取組を進めていきます。

全職員がそれぞれに力を尽くすことが、学校全体としての信頼される活動になり、学校改善を促進させ、児童生徒のよりよい姿の実現に向けて歩みを進めることにつながると考えます。「評価のための評価」ではなく、「改善のための評価」を実践していただきたいと考えます。また、自己評価結果の評価だけではなく、学校のよいところについても評価してもらうことは、教職員の意欲向上に効果的であるし、学校として新たな気づきが得られることと思います。

## 【ポイント】

### 自己評価を踏まえた学校関係者評価

学校関係者評価には、自己評価の結果を評価することを通じて、

- ① 自己評価の客観性・透明性を高めること
- ② 学校・家庭・地域が共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たることが期待されており、学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」としての活用を図ることが重要である。

### 主体的・能動的な評価活動

外部アンケート等の実施で学校関係者評価に代えることは適当ではない。

アンケートへの回答や自己評価結果についての単なる意見聴取などの受動的な評価ではなく、評価者の主体的・能動的な評価活動が重要である

- 学校関係者評価は、保護者や地域住民などの学校関係者等が、自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものである。

※ 北名古屋市学校評価ガイドライン（平成25年3月 北名古屋市教育委員）  
第9条（運営等の参画）5（評価）関係資料より

(3) 学校関係者評価資料（資料3）

令和〇〇年度 〇〇〇学校 評価書				
＜自己評価書＞		(令和 年 月 日)		
学校教育目標 (めざす子どもの姿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当たり前のことがしっかりとできる子</li> <li>・いのちを尊び、礼儀正しく、心・からだを鍛え、はじめのあるたくましい子</li> <li>・旺盛な探究心と想像力をもち、進んで学習する子</li> <li>・豊かな情操と人間愛にあふれた、おもしろい子</li> </ul>			
項目	指標	具体的方策	状況	自己評価
基本的生活習慣	基本的生活習慣の確立状況	あいさつ運動週間の実施回数	9回	A
		「挨拶や返事がきちんとできる」と答えた児童の割合	93%	
		「正しい言葉づかいがきちんとできる」と答えた児童の割合	86%	
		「腹物をきちんと揃えている」と答えた児童の割合	90%	
		「時間を守って行動している」と答えた児童の割合	90%	
教育課程・ 学習指導	進んで学習する子の育成状況	予定時間数よりも多く授業を行った学年数	6	A
		少人数指導やIT指導を行った	○	
		「授業はよくわかる」と答えた児童の割合	88%	
		「10分×学年以上の家庭学習」に取り組んでいると答えた児童の割合	81%	
	基礎学力の習得状況	「ドリル学習」「本読み計算」「音読」に取り組んだ	○	A
		漢字コンクール(90点以上の割合)	95%	
		計算コンクール(90点以上の割合)	97%	
	はじめのあるたくましい子の育成状況	「早寝・早起き・朝ごはん」ができていると答えた児童の割合	91%	A
		「一日60分の外遊び」に取り組んでいると答えた児童の割合	88%	
		「給食は残さず食べている」と答えた児童の割合	87%	
体力テスト総合評価C以上の人数の割合		61%		
思いやりのある子の育成状況	異学年や高齢者、園児とのふれあい活動を実施した	○	A	
	道徳の授業を予定時数よりも多く行った学年数	6		
	「友達の気持ちを考え仲良くしている」と答えた児童の割合	96%		
生徒指導	生徒指導体制の整備状況 (心のケアを含む)	「学校は楽しい」と答えた児童の割合	92%	A
		教育相談を実施した回数	3	
	問題行動等の状況及び対応状況	いじめ・不登校対策委員会の実施回数	11	A
		いじめアンケートによるいじめの件数/未解決数(2月末日現在)	46/7	
		「いじめはどんな理由があってもいけない」と答えた児童の割合	98%	
「困っているときに相談できる人がいる」と答えた児童の割合	91%			
取り組みの適切さ等の分析や評価結果及び改善策の方向性 成果(○)、課題(▲)、改善の方向性(☆)				
基本的生活習慣	<p>○チャイム着席ができる子が増え、時間を守って行動する意識が向上してきた。</p> <p>▲あいさつに関して、教師からの声掛けに応じることができるが、自分から進んで行うことができる児童が少ない。</p> <p>▲「正しい言葉づかいがきちんとできる」と答えた児童の割合が十分とは言えない。</p> <p>☆挨拶に関して、教師が模範行動や児童への声掛けに努める。地域の人たちへのあいさつが事前にできるように意識の向上を図る。</p>			
教育課程・ 学習指導	<p>○なかよし集会では、高学年の児童が下の学年の子どもたちに、ルールや遊び方を説明したり、意見を聞いたりして、大勢の前で発表する機会をもつことができている。また、遊びが終わった後には、下学年の子どもたちは、上級生にきちんとお礼をいうことができている。さらに、6年生や図書委員が低学年に「読みかかせ」を行い、工夫して気持ちを込めて絵本を読むことができている。</p> <p>○家庭学習の1日の基本を共通理解し、高学年は自主学習にも取り組ませることで、学習に取り組む習慣が向上しつつある。</p> <p>▲家庭学習の状況はまだ十分とは言えない。</p> <p>▲「授業はよくわかる」と答えた児童は88パーセント。まだ10パーセント以上の児童が、「わかりやすいとは言えない」という状態である。</p> <p>▲漢字コンクールの結果が期待する割合をやや下回った。</p> <p>☆家庭への啓発活動を続け、家庭における学習環境づくりへの協力を呼びかける。漢字・計算の定着率をさらに向上させるため、効率の良い指導方法の工夫改善に努める。</p> <p>☆朝学の時間を有効に活用し、計画的な運用を行う。</p> <p>☆教師は、もっと「わかりやすい授業」を工夫し、子どもたちに「わかる喜び」「できる楽しさ」を実感させることが必要である。そのためには、子どもたちに、学習規律を確立し、集中して取り組む態度を身に付けさせることが大切である。そのうえで、基礎的な知識・技能の確実な習得をめざし、これを活用し、思考力・判断力・表現力の伸長をめざしたい。</p>			
生徒指導	<p>☆「学校は楽しい」と答えた児童の割合が90%を越えているが、十分とは言えないので、様々な自己有用感を高めるような活動の場やをつくり、ほめたり励ましたりしていきたい。</p> <p>☆「いじめはどんな理由があってもいけない」と答えた児童の割合が高いので、行動面でもやさしい気持ちで接することや感情をコントロールする態度について随時指導に努める。</p>			

## 11 学校運営協議会設置の手続き

### (1) 提出文書について

	月	学校が行う内容	市教育委員会が行う内容
前年度	2～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>任期2年間の新規学校運営協議会委員を選ぶ。</li> </ul>	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員名を記入した学校運営協議会委員推薦書（様式2）を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会において学校運営協議会を設置する学校を指定する。（様式1）</li> </ul>
当	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会活動計画書（様式3）を提出する。</li> <li>委託事業収支予算書（様式6）を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会において新規学校運営協議会委員を認定する。</li> </ul>
	5月	○ 委託契約を結ぶ	
	（活動）「運営等の意見の申し出」については、「意見書」（様式5）による。		
該年度	2～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>任期2年の新規学校運営協議会委員を選ぶ。</li> </ul>	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員名を記入した学校運営協議会委員推薦書（様式2）を提出する。</li> <li>学校運営協議会活動報告書（様4）を提出する。</li> <li>委託事業収支決算書（様式7）、会計支出調書（様式8）を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会において学校運営協議会を設置する学校を指定する。（様式1）</li> </ul>

(2) 学校運営協議会を設置する学校の指定について（様式 1）

令和 年 月 日	
北名古屋市立	学校長 様
北名古屋市教育委員会	
学校運営協議会を設置する学校の指定について	
このことについて、北名古屋市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、次の通り学校運営協議会を設置する学校として指定します。	
記	
指定期間	令和 年 4月 1日 より 令和 年 3月31日 まで

(3) 学校運営協議会新規委員の推薦について（様式2）

令和 年 月 日					
北名古屋市教育委員会 殿					
北名古屋市立 学校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)					
令和 年度学校運営協議会委員の推薦について					
このことについて、北名古屋市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、学校運営協議会の委員を推薦します。					
記					
No.	役職	分類	氏名	所属等	新規
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	↑ 会長 (教代) (地代) (保代)	↑	(地) ← 地域住民 (保) ← 保護者 (教) ← 教員 (識) ← 有識者 (適) ← 教育委員会が認めた者		↑ 新規の 場合は ○

(4) 学校運営協議会活動計画書（様式3）

令和 年 月 日	
北名古屋市教育委員会 殿	
北名古屋市立 学校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)	
令和 年度学校運営協議会活動計画書について	
このことについて、下記のように令和 年度学校運営協議会活動計画書を提出します。	
記	
1 学校運営協議会活動の目的	
2 学校運営協議会の主な活動計画	
月	主な活動の内容

(5) 学校運営協議会活動計画書（様式3 記入例）

令和 年 月 日	
北名古屋市教育委員会 殿	
北名古屋市立 学校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)	
令和 年度学校運営協議会活動計画書について	
このことについて、下記のように令和 年度学校運営協議会活動計画書を提出します。	
記	
1 学校運営協議会活動の目的	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校支援ボランティアや地域のボランティア組織との役割分担を明らかにし、より当事者意識を高め、地域ぐるみで地域とともにある学校づくりに取り組む。</li> <li>・ 学校支援地域本部事業と連携し、地域資源「人材・もの・情報」が組織的に活用されるネットワーク活用方策の検討を進める。</li> </ul>	
2 学校運営協議会の主な活動計画	
月	主な活動の内容
5月	第1回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的運営方針の検討</li> <li>・ 現状の課題についての意見交換</li> <li>・ 学校関係者評価についての説明</li> <li>・ 学校支援ボランティア発足会議</li> </ul>
7月	第2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納涼夏祭りの検討</li> <li>・ 研修会について</li> </ul> 1学期学校支援ボランティア反省会
8月	第3回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふれあい運動会の検討</li> <li>・ 啓発・情報発信について</li> </ul>
10月	第4回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感謝の会の検討</li> </ul>
12月	第5回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評価アンケートの検討</li> </ul> 2学期学校支援ボランティア活動反省会
2月	第6回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次年度学校運営方針について</li> <li>・ 次年度事業計画</li> <li>・ 学校関係者評価の実施</li> </ul>
3月	3学期学校支援ボランティア活動反省会

(6) 学校運営協議会活動報告書（様式 4）

令和 年 月 日								
北名古屋市教育委員会 殿								
北名古屋市立 学校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)								
令和 年度学校運営協議会活動報告書について								
このことについて、下記のように令和 年度学校運営協議会活動報告書を提出します。								
記								
1 運営協議会の開催状況								
(1) 第1回 開催日時 ○○○○ 議題 ① ○○○ ② ○○○ ③ ○○○ ④ ○○○								
(2) 第2回 開催日時 ○○○○ 議題 ① ○○○ ② ○○○ ③ ○○○								
2 活動の実施状況（実施時期、主な地域学校協働活動、特色ある取組等）								
3 活動の評価								
(1) 今後の活動 ※ 該当する内容があれば（ ）に ○ を記入してください。 <table style="width: 100%;"><tr><td>（ ） 教職員の意識向上</td><td>（ ） 啓発・広報活動</td></tr><tr><td>（ ） 学校間の連携</td><td>（ ） 地域との連携・協働</td></tr><tr><td>（ ） 学校支援活動</td><td>（ ） 学校関係者評価</td></tr><tr><td colspan="2">（ ） その他【 _____ 】</td></tr></table>	（ ） 教職員の意識向上	（ ） 啓発・広報活動	（ ） 学校間の連携	（ ） 地域との連携・協働	（ ） 学校支援活動	（ ） 学校関係者評価	（ ） その他【 _____ 】	
（ ） 教職員の意識向上	（ ） 啓発・広報活動							
（ ） 学校間の連携	（ ） 地域との連携・協働							
（ ） 学校支援活動	（ ） 学校関係者評価							
（ ） その他【 _____ 】								
(2) 学校運営協議会の運営及び地域学校協働活動の充実に関する意見 ※ 学校運営協議会の協議の場や学校評価委員会、ボランティアの方が学校に みえた時に話されたことなどをもとに、印象に残っていることや、今後取り 組んでいくとよいことなど、あれば記載してください。								

(7) 学校運営協議会活動報告書（様式 4 記入例）

令和 年 月 日								
北名古屋市教育委員会 殿								
北名古屋市立 学校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)								
令和 年度学校運営協議会活動報告書について								
このことについて、下記のように令和 年度学校運営協議会活動報告書を提出します。								
記								
1 運営協議会の開催状況								
<p>(1) 第1回  開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時〇分～〇〇〇〇  議題 ① 今年度の教育目標について 〇〇〇  ② 今年度の年間活動計画・組織について〇〇〇  ③ 今年度のアクションプランについて〇〇〇  ④ 広報活動について〇〇〇</p> <p>(2) 第2回  開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）午前〇時〇分～〇〇〇〇  議題 ① 学校の現状と「学校・家庭・地域の連携・協働」の経過報告について〇〇  ② 児童アンケート（〇月）集計結果について〇〇〇  ③ 2学期のCS活動について〇〇〇</p> <p>※ 第3回以後も同様に記載</p>								
2 活動の実施状況（実施時期、主な地域学校協働活動、特色ある取組等）								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書整備 …… 5月～ 毎月第2木曜日 委員会活動時に児童と協働して整備 児童の要望の聞き取り</li> <li>・ 読み聞かせ … 10月～ 全学年 対面と録画配信で実施</li> <li>・ 水泳見守り … 6・7月 低学年中心 着替え補助、見学者の付き添い</li> <li>・ 環境整備 …… 5月～ 随意実施 花壇整備、除草（親子活動）</li> </ul> <p>※ 上記など書きやすい表現で</p>								
3 活動の評価								
<p>(1) 今後の活動 ※ 該当する内容があれば（ ）に ○ を記入してください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">（ ○ ） 教職員の意識向上</td> <td style="width: 50%;">（ ） 啓発・広報活動</td> </tr> <tr> <td>（ ○ ） 学校間の連携</td> <td>（ ） 地域との連携・協働</td> </tr> <tr> <td>（ ） 学校支援活動</td> <td>（ ） 学校関係者評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（ ） その他【 _____ 】</td> </tr> </table>	（ ○ ） 教職員の意識向上	（ ） 啓発・広報活動	（ ○ ） 学校間の連携	（ ） 地域との連携・協働	（ ） 学校支援活動	（ ） 学校関係者評価	（ ） その他【 _____ 】	
（ ○ ） 教職員の意識向上	（ ） 啓発・広報活動							
（ ○ ） 学校間の連携	（ ） 地域との連携・協働							
（ ） 学校支援活動	（ ） 学校関係者評価							
（ ） その他【 _____ 】								
<p>(2) 学校運営協議会の運営及び地域学校協働活動の充実に関する意見</p> <p>※ 学校運営協議会の協議の場や学校評価委員会、ボランティアの方が学校にみえた時に話されたことなどをもとに、印象に残っていることや、今後取り組んでいくとよいことなど、あれば記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築き上げてきたボランティア活動の良さを継承していけるように、ボランティア会議などで情報交換をすすめるとよい。</li> <li>・ ボランティアに参加する人数が減っているので、ロコミュニケーションや広報活動により人材発掘に取り組む必要がある。</li> <li>・ 子どもたちとの交流により知り合いになっていくことが、「あいさつ」を交わすことにつながるので、体験活動にふれあいの場をふやせるとよい。</li> </ul> </div>								

(8) 学校運営協議会意見書（様式5）

令和 年 月 日	
北名古屋市教育委員会 殿	
北名古屋市立	学校運営協議会長 ○ ○ ○ ○ 印
学校運営協議会 意見書	
次のとおり意見を述べます。	
事項	意見内容

(9) 学校運営協議会収支予算書（様式 6）

令和 年度「コミュニティ・スクール推進への取組」委託事業 収支予算書		
		団体名 北名古屋市立〇〇小学校
1 収入の部		(単位：円)
項 目	収入金額	説 明
委託金		市からの委託金
合 計		
2 支出の部		(単位：円)
項 目	支出金額	説 明
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び 賃借料		
合 計		

## (10) 学校運営協議会収支予算書（様式6記入例）

令和 年度「コミュニティ・スクール推進への取組」委託事業 収支予算書			
		団体名	北名古屋市立〇〇小学校
1 収入の部		(単位：円)	
項目	収入金額	説明	
委託金	90,000	市からの委託金	
	0		
合計	90,000		
2 支出の部		(単位：円)	
項目	支出金額	説明	
報償費	10,000	指導者謝礼(研修活動) 10000円×1人)	10,000
旅費	0		
需用費	77,800	環境整備費(側溝清掃道具代等)	37,450
		お茶代(親子ふれあい活動、1706円×2箱)	3,412
		お茶代(ボランティア、1706円×2箱)	3,412
		お茶代(除草活動、1706円×6箱)	10,236
		用紙代(啓発資料用、1620円×2)	3,240
		用紙代(A4、4000円×1箱)	4,000
		封筒代	6,050
		「とまれ」足型マーク補修用品費	10,000
役務費	2,200	切手代(指導者等連絡用、110円×20枚)	2,200
使用料及び賃借料	0		
合計	90,000		

(11) 学校運営協議会収支決算書（様式 7）

令和 年度「コミュニティ・スクール推進への取組」委託事業 収支決算書		
団体名 北名古屋市立〇〇小学校		
1 収入の部		(単位：円)
項 目	収入金額	説 明
委託金		市からの委託金
合 計		
2 支出の部		(単位：円)
項 目	支出金額	説 明
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
使用料及び 賃借料		
合 計		

(12) 学校運営協議会支出調書（様式8）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 通し番号、項目名を記入してください。                  記載年月日順に番号を記入してください。             </div>		調書番号	
		項 目	
確認者	取扱者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 領収証記載年月日、領収証が2枚以上ある場合は、遅く購入したものの年月日を記載。                  レシートが領収証の場合で、宛名が白紙のまま受け取ったものは、学校名を手書きして、宛名が判明するようににして裏面に貼付。             </div>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 校長 印             </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 教頭 印             </div>		
令和 年度 会計支出調書 【〇〇〇学校CS推進活動】			
記載年月日	令和 年 月 日		
支 出 先	北名古屋 花子		
支 出 総 額	2,700 円		
支出内訳			
摘 要	金 額	事 由 等 (活動名など具体的に)	
講座内容打合せ	2,700 円	和太鼓講座	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     手土産を購入した場合                 </div>		
○ 講演会、研修会等の講師の謝礼の現金は不可 → 源泉徴収が必要となるため。 ○ 謝礼は図書カードやクオカードで行い、業者の領収証と払出先一覧 (年月日・住所・氏名)を貼付する。			
※ 領収書裏面添付			

(13) 支出調書、領収証記入上の注意事項

※ 他の補助事業  
の場合について  
も同様の扱い

記載年月日	平成 25 年 7 月 3 日	
支出先	シャトレゼ 師勝店	
支出総額	1,680 円	
支出内訳		
摘要	金額 (円)	事由等
講師謝礼	1,680	
<b>6/7 マナー研修</b>		
<b>北名古屋花子氏へ持参</b>		

**Châteraisé**  
NATURAL SWEETS & GIFTS  
シャトレゼ

領 収 証

2013年07月03日 7672号

様

¥1,680

但し 謝礼 として  
上記正に領収致しました。

(消費税等 9% を含みます)  
現金 ¥1,520

振込店  
愛知県北名古屋市西之庄  
八幡195  
電話：0589122-3111

1279-0001 #1418

この領収証は顔料紙を使用しておりますので  
印刷紙を内側に折り畳んで下さい。

手土産については、  
持参先を記入する。  
(研修内容や講師  
名が分かるように  
記入)

下記の金額を確認して支払います。

記載年月日	平成 26 年 1 月 24 日	
支出先	西春事務器	
支出総額	2,310 円	
支出内訳		
摘要	金額	事由等
印刷用紙	2,310 円	
<b>6/7 マナー研修</b>		
<b>研修用テキスト印刷用</b>		

領 収 証

様 250417

¥2,310-

但し 印刷用紙代 として  
上記金額正に領収致しました。

事業所名称：西春事務所/支店/分室  
西春事務所

〒481-0041 愛知県北名古屋市中津島11丁目1  
TEL:0588-21-2503 FAX:0588-21-2520

※領収書裏面添付

印刷用紙は使用  
目的を記入する。

No. ....

領 収 証

様

収入印紙

金額 124860-

但し 謝礼として

**あかるい進路指導**  
**12,430円×2冊**

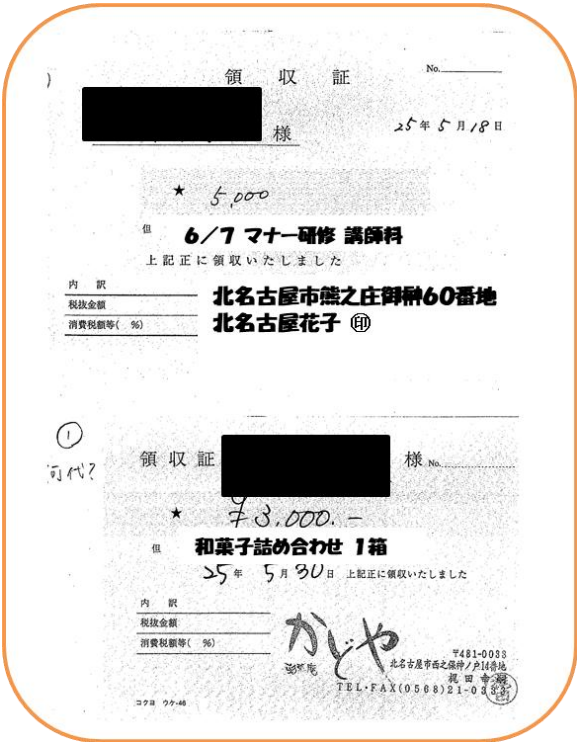
上記金額正に領収いたしました  
平成 26 年 2 月 10 日

(株) 中 日 書 房

代表取締役 佳子  
名古屋市中津島区 34-15  
TEL 1114  
FAX (052) 932-2878

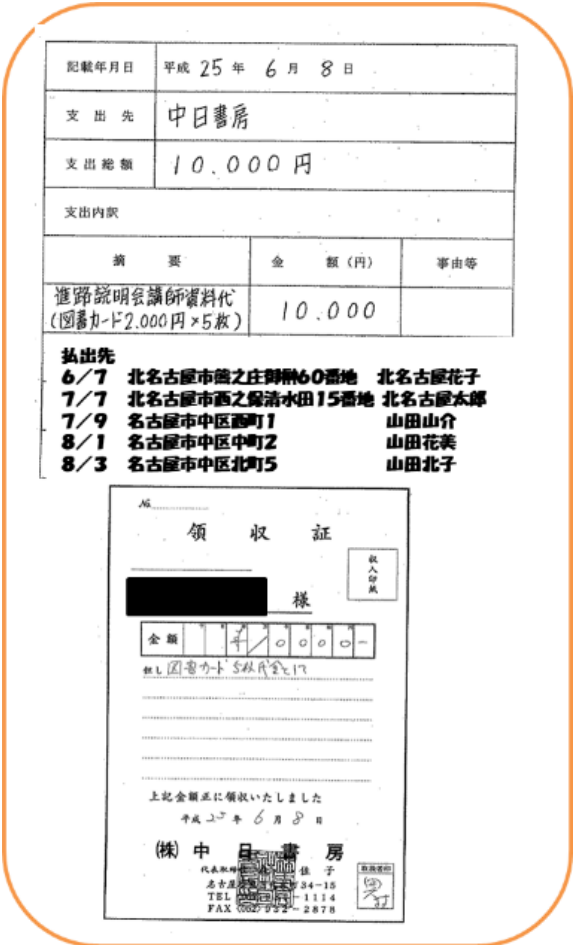
取扱者印

図書購入の領収証は購入書籍  
名を記載するか、一覧表を添  
付する。



領収証には住所、氏名及び摘要を記入する。

教材費購入、文房具、消耗品等の記載のみの領収証は品名が分かるように記入するか、納品伝票を添付する。



図書カード、クオカード等金券については払出先一覧を添付する。  
(年月日・住所・氏名)

- ◎上記以外で気を付けていただきたいこと
- 1 飲食代及び民間講師等以外への謝礼は、経費の対象外となる。
  - 2 講師謝礼は、実施された研修の講師謝礼のみ対象となる。
  - 3 備品はすべて経費の対象外となる。



2026  
北名古屋市版  
コミュニティ・スクール  
活動ガイドブック

令和8年4月発行

愛知県北名古屋市教育委員会

愛知県北名古屋市熊之庄御神 60 番地

TEL 0568-22-1111 (代表)

FAX 0568-23-3160

E-mail [gakko@city.kitanagoya.lg.jp](mailto:gakko@city.kitanagoya.lg.jp)